

# クローバー プラン

第4次とよた男女共同参画プラン

2020 ▶ 2024



令和2年3月  
豊田市

## はじめに



# 「誰もが自分らしく 楽しく暮らせる社会」に向けて

豊田市長 太田 稔彦

本市では、平成27年3月に第3次クローバープランを策定し、性別にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のための取組を進めてまいりました。第3次クローバープランまでの推進によって、男女共同参画の意義や取組に関して、多くの市民の皆様へ認知されつつあります。

このたび、第3次クローバープランの計画期間満了に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第4次クローバープランを新たに策定し、「誰もが自分らしく 楽しく暮らせる社会」を基本理念として掲げ、市民の皆様や活動団体と行政の共働による取組、企業や地域と行政が連携した市民活躍、市民の皆様一人ひとりの主体性を引き出すための取組を、行動指針として定めております。

本プランの期間を、男女共同参画の発展的転換期としてとらえ、豊田市らしい「楽しく」という視点を意識し、生涯を通して活躍できる環境づくりのための市民活動活性化や、リカレント教育の推進等の新たな施策のほか、固定的性別役割分担意識の解消、女性活躍の更なる推進、多様な個性を受け入れるダイバーシティ社会の推進等についても着実に進めてまいります。

本プランの策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様及び事業所の皆様、男女共同参画のこれからの取組について共につくり上げてくださいました男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

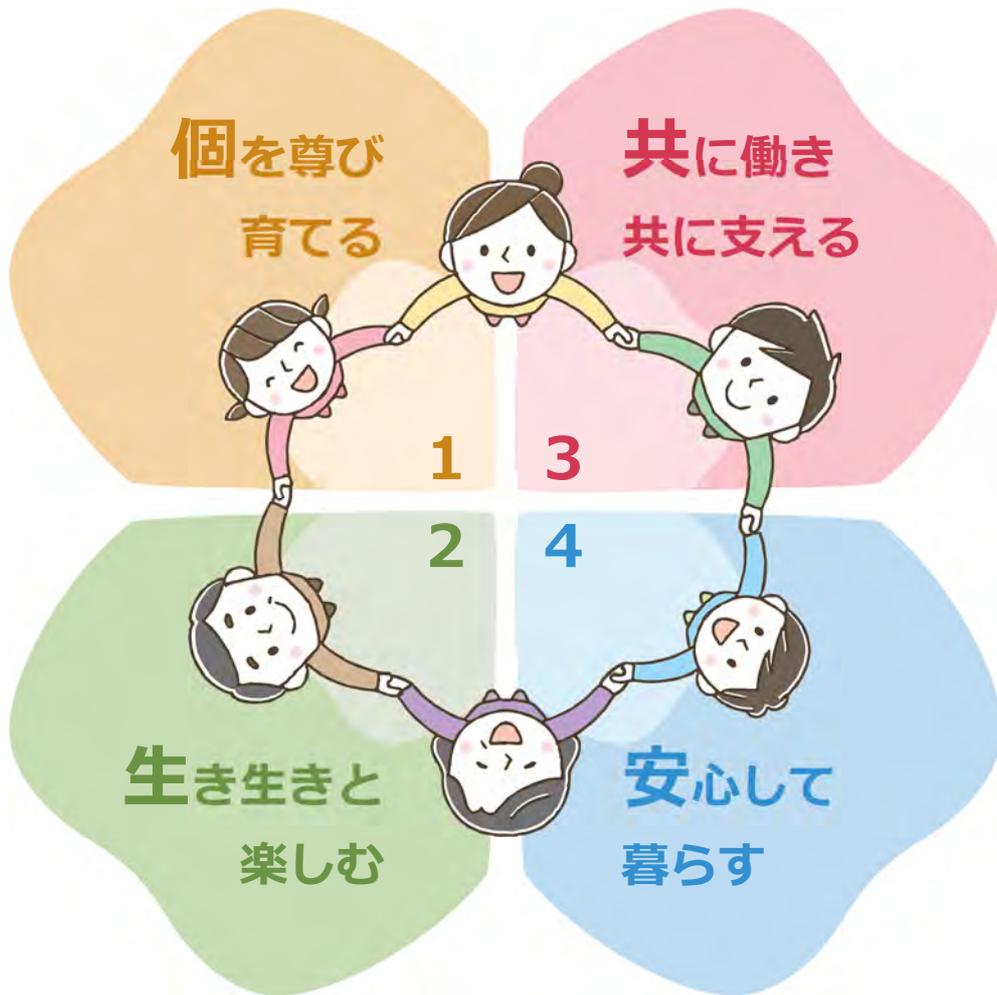
令和2年3月



## クローバープランとは

「クローバープラン」とは、本プランが市民に愛され、広く親しんでいただけるように名付けた、「とよた男女共同参画プラン」の通称です。

四つ葉の1枚1枚は、充実した生活へと導く「道しるべ」の役割を持っています。一人ひとりが自分も他者も尊重し、誇りを持って生きることができる社会づくりを目指します。



## 四つ葉に込められた想い



### クローバー【Clover】

マメ科の植物。ヨーロッパ原産。日本ではシロツメクサのこと。四つ葉のクローバーは「希望」「愛情のしるし」「幸せ」を表し、それを発見したものには幸運が訪れるという古くからの言い伝えがある。



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け（根拠法等）	3
3 計画期間・策定体制	4
<b>第2章 計画策定の背景</b>	<b>5</b>
1 男女共同参画を取り巻く社会の状況	6
<b>第3章 豊田市の男女共同参画の現状</b>	<b>9</b>
1 統計資料等からみる豊田市の男女共同参画の状況	10
2 「男女共同参画社会に関する意識調査」の状況	16
3 「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」の状況	22
4 第3次プランの進捗状況	25
<b>第4章 豊田市の取組による成果と課題</b>	<b>27</b>
1 豊田市の取組による成果	28
2 豊田市の取組における課題	29
<b>第5章 成果と課題から第4次プランで求められること</b>	<b>31</b>
1 成果と課題から第4次プランで求められること	32
2 第4次プラン推進のポイント	33
<b>第6章 第4次プランの考え方</b>	<b>35</b>
1 施策の体系	36
2 基本理念（将来像）	38
3 行動指針	38
4 四つ葉のクローバーに込められた想い	39
5 重点取組	40
<b>第7章 施策の展開</b>	<b>41</b>
1 事業一覧	42
2 具体的施策と主な事業	46
3 市職員への取組	67
4 指標一覧	68
<b>第8章 計画の推進体制</b>	<b>71</b>
1 計画の推進体制	72
2 計画の推進体制図	73
3 指標の設定による進捗管理	74
<b>第9章 資料編</b>	<b>75</b>
1 策定の経過	76
2 豊田市男女共同参画推進懇話会	77
3 豊田市男女共同参画推進会議	79
4 用語の説明	81



# 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1章



## 1 計画策定の趣旨

平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けられています。そして、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとされています。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入するとともに、グローバル化する社会状況において、成熟した活力ある社会をつかっていくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

近年の動きをみると、国際社会では、平成 27 年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 1 つとして“ジェンダーの平等”が掲げられる等、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

我が国においても、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」とする。)が成立し、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、平成 30 年 7 月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「働き方改革関連法」とする。)が成立する等、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は新たな段階に入っています。しかし、我が国の女性の社会参画状況をみると、各国の男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数」は依然として低い水準(2019 年、153 か国中 121 位)となっており、より一層、積極的な取組が求められています。併せて、近年、性的少数者(LGBT等)に関する認識や自治体の取組が広まってきており、男女にとらわれない性の多様性についても検討する必要性が高まっています。

本市においては、平成 12 年 3 月に、男女共同参画の方向性を定める「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」を初めて策定し、その後、社会情勢の変化や豊田市と周辺 6 町村との合併、施策の推進状況等を踏まえ、平成 18 年に一部改訂、平成 22 年に第 2 次プラン、平成 27 年に第 3 次プランの見直しを行ってきました。

このたび、第 3 次プランの計画期間(平成 27 年度から令和元年度まで)が満了することを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、「第 4 次とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」(以下、「本プラン」とする。)を策定することとなりました。

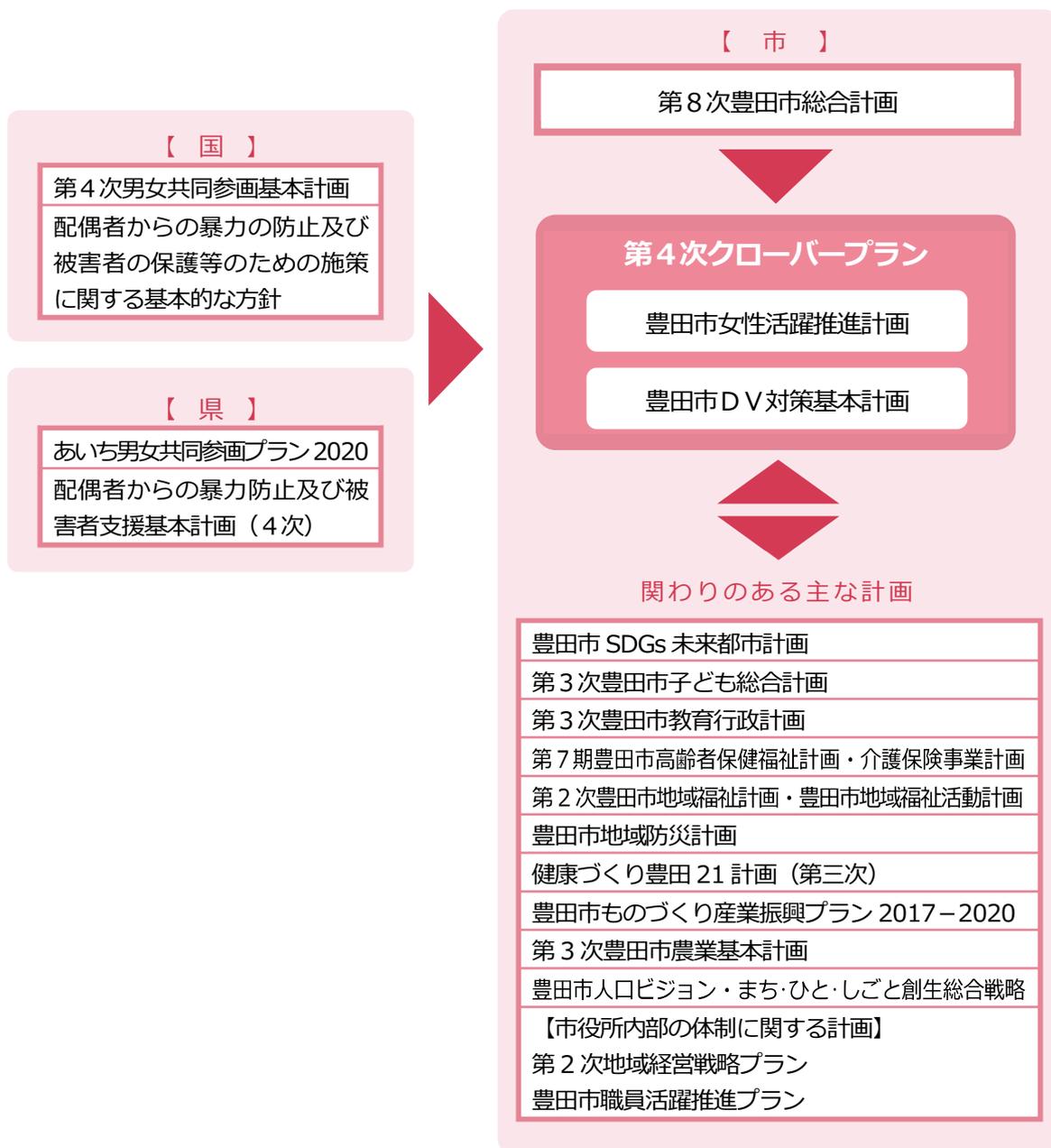
男女共同参画は、多様性を認め合い、誰もが自分らしい人生を送ることができるようにするためのものであり、画一的な考えを押し付けるものではありません。それぞれの家庭、職場、地域に応じて、性別に関わりなく誰もが希望する選択ができる社会をつくるために、産業構造や人口構造、就労の状況や家庭の状況、市民の意識・実態等を踏まえ、本市の特徴に基づいた施策・事業を展開することで、男女共同参画社会の実現を目指します。



## 2 計画の位置付け（根拠法等）

本プランは、「第8次豊田市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置付けるとともに、計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」とする。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村計画」として位置付けます。また、本プランから「豊田市女性活躍推進計画」「豊田市DV対策基本計画」の2つの計画を包含しています。

### ■他計画との連携イメージ





## 計画期間・策定体制

本プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な政策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

### ■ 計画の期間（上位計画及び関連計画を含む）

計画	年度	H29	H30	H31/ R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
第8次豊田市総合計画		基本構想（～2040年）										
		前期実践計画					後期実践計画					
第4次クローバープラン			調査・策定	<b>（5か年）</b>								
								改定	<b>次期計画</b>			
豊田市SDGs未来都市計画		将来ビジョン（～2030年）										
第3次豊田市子ども総合計画		（5か年）										
第3次豊田市教育行政計画		（4か年）										
豊田市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期（3か年）					第8期（3か年）					
第2次豊田市地域福祉計画・ 豊田市地域福祉活動計画		（6か年）										
豊田市地域防災計画		毎年度見直ししながら推進										
健康づくり豊田21計画（第三次）		（5か年）										
豊田市ものづくり産業振興プラン 2017-2020		（5か年）										
第3次豊田市農業基本計画		（8か年）										
豊田市人口ビジョン・ まち・ひと・しごと創生総合戦略		（2015年度～5か年）										

### ■ 計画の策定体制



- 市民等の参画  
意識調査や関係団体ヒアリング、パブリックコメント等広く意見を聴取しました。
- 有識者の参画  
男女共同参画推進懇話会委員である2名の有識者はじめキャリアコンサルタント、性的少数者（LGBT等）支援団体等から専門的知見による意見をいただきました。
- 男女共同参画推進懇話会  
学識経験者、女性団体、まちづくり団体、企業、教育関係者、市民公募の10名の委員から、様々な分野の意見をいただきました。
- 庁内体制  
男女共同参画に関する事業を実施する16課の課長により構成する男女共同参画推進会議及び各課で選任した担当者と策定に関する調査や協議を行いました。



## 計画策定の背景

# 第2章 計画策定の背景



## 1 男女共同参画を取り巻く社会の状況

年	世界	日本	愛知県	豊田市
昭和50年 1975	国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
昭和52 1977		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置		
昭和54 1979	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55 1980	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）			
昭和58 1983				「豊田市婦人行政行動計画」策定
昭和60 1985	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」施行 「女子差別撤廃条約」批准		「女性活動センター」設置
昭和62 1987		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成1 1989			女性行動計画「あいち女性プラン」策定	
平成2 1990	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会			「第二次とよた女性プラン」策定
平成4 1992		「育児休業法」施行		
平成6 1994		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置		
平成7 1995	第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」施行		「第二次とよた女性プラン」改定
平成8 1996		「男女共同参画2000年プラン」策定	「愛知県女性総合センター（ウィルあいち）」開設	
平成9 1997		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	
平成11 1999		「男女共同参画社会基本法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
平成12 2000	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定		「とよた男女共同参画プラン（クローバープラン）」策定
平成13 2001		男女共同参画局設置 「DV防止法」施行	「あいち男女共同参画プラン21」策定	「女性活動センター」を「女性センター」に名称変更
平成14 2002			「愛知県男女共同参画推進条例」制定	女性への暴力に関する意識と実態調査
平成15 2003		「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		男女共同参画に関する意識調査
平成16 2004		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正		
平成17 2005	第49回国連婦人の地位委員会（日北京+10）閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	「女性センター」を「とよた男女共同参画センター」に名称変更
平成18 2006		「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定	「クローバープラン」改定
平成19 2007		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定		子どもの男女共同参画に関する意識調査、女性への暴力に関する意識と実態調査
平成20 2008		「女性の参助加速プログラム」策定	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	男女共同参画に関する意識調査
平成21 2009		「育児・介護休業法」改正		「豊田市DV対策基本計画」策定

年	世界	日本	愛知県	豊田市
平成 22 2010	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「第2次クローバープラン」策定
平成 23 2011	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足		「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	職場における男女共同参画意識調査
平成 24 2012	第 56 回国連婦人の地位委員会		「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定	日常生活における男女の意識と実態に関する調査
平成 25 2013		「DV防止法」改正 「ストーカー規制法」改正	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	男女共同参画社会に関する意識調査
平成 26 2014		「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「リベンジポルノ被害防止法」制定	「あいち女性活躍推進会議」設置	「第3次クローバープラン」策定
平成 27 2015	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択（国連サミット）	「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍推進法」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定 日本初の同性パートナーシップ条例制定（渋谷区）	「あいち はくみんプラン 2015-2019」策定	「豊田市DV対策基本計画」改定 仕事と介護の両立等に関する実態調査
平成 28 2016	「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意（G7伊勢・志摩サミット）		「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定	
平成 29 2017		「働き方改革実行計画」策定 「SDGsアクションプラン2018」策定		「豊田市女性活躍推進計画」策定
平成 30 2018		「働き方改革関連法」成立 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 「人づくり革命 基本構想」策定（人生100年時代構想会議）	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」策定	男女共同参画社会に関する意識調査 日常生活における男女の意識と実態に関する調査 「SDGs未来都市」に選定 「女性しごとテラス カブチーノ」オープン
平成 31/ 令和 1 2019		「女性活躍推進法」改正	男女共同参画に関する意識調査	「第24回男女共同参画全国都市会議 in とよた」開催 「第4次クローバープラン」策定

## （1）国の動き

第4次男女共同参画基本計画の策定をはじめ、働き方改革関連法の成立、女性活躍推進法の一部改正等の動きがあり、男性中心型労働慣行の変革を含めたワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進等の様々な取組が進められています。

### ①女性活躍の推進

平成27年8月に女性活躍推進法が成立し、女性活躍を促すために企業が行うべき事業主行動計画の策定が義務付けられました。令和元年5月には同法が一部改正され、行動計画策定義務の対象が中小企業にも拡大されています。

### ②働き方改革の推進

平成30年7月に「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が拡大しつつあります。

### ③政治分野における男女共同参画の推進

平成30年5月に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務等を定めています。

### ④DV防止法の改正

令和元年6月に児童虐待防止法等の一部改正法が成立し、その中で、DV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターと相互に連携すべき関係機関として、児童相談所が明確化されることとなりました。

## (2) 愛知県の動き

愛知県においても、「あいち男女共同参画プラン 2020」を策定し、その中で、国の動きと合わせて、重点目標に女性活躍の推進、男性中心型労働慣行の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進等を掲げているほか、初めて性的少数者（LGBT等）等の多様な価値観を持つ人々への理解促進について言及しています。

## (3) 豊田市の動き

本市では、第8次豊田市総合計画の策定、「WE LOVE とよた」条例の制定を行いました。その中で、新たに「楽しむ」をキーワードにし、まちの将来像を掲げるとともに、市民の行動をより前向きに進めていこうとしています。また、SDGs未来都市にも選定され、「持続可能な開発目標」の達成のための取組を進めていく必要があります。

### ① 第8次豊田市総合計画の策定

本市では、令和22年を展望した新たな長期計画となる第8次総合計画を平成29年3月に策定しました。基本構想では、「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を将来都市像に掲げています。

#### <将来都市像>

「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」

～人と人、人と地域、自然とのつながりを深め、認め合い、生かし合う中で、

多様な価値や可能性をつくりだし、暮らしを楽しむことができるまちをめざします～

#### <めざす姿>

- ・社会とのつながりの中で安心して自分らしく暮らす 市民
- ・魅力あふれる多様で個性豊かな 地域
- ・未来を先取る活力ある 都市

### ② 「WE LOVE とよた」条例の制定

平成29年3月に、「WE LOVE とよた」条例を制定し、「楽しむ」をキーワードに市民のまちへの愛情と誇りに基づく行動を広げることを目指しています。

### ③ SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、国際目標であるSDGsを我が国でも積極的に進めていくため、内閣府は平成30年度からSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」の選定を始めました。本市は、平成30年度にこのSDGs未来都市に県内で唯一選定されました。本市ではSDGs未来都市計画に基づき、様々な取組を進める中で、No.4「質の高い教育をみんなに」について生涯学習・知識・技術習得の機会を促進することや、No.8「働きがいも経済成長も」について働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の促進が必要とされています。また、No.5「ジェンダーの平等を実現しよう」についても、女性と女児のエンパワーメント（権限・自信の付与）のための取組が引き続き求められています。





## 豊田市の男女共同参画の現状

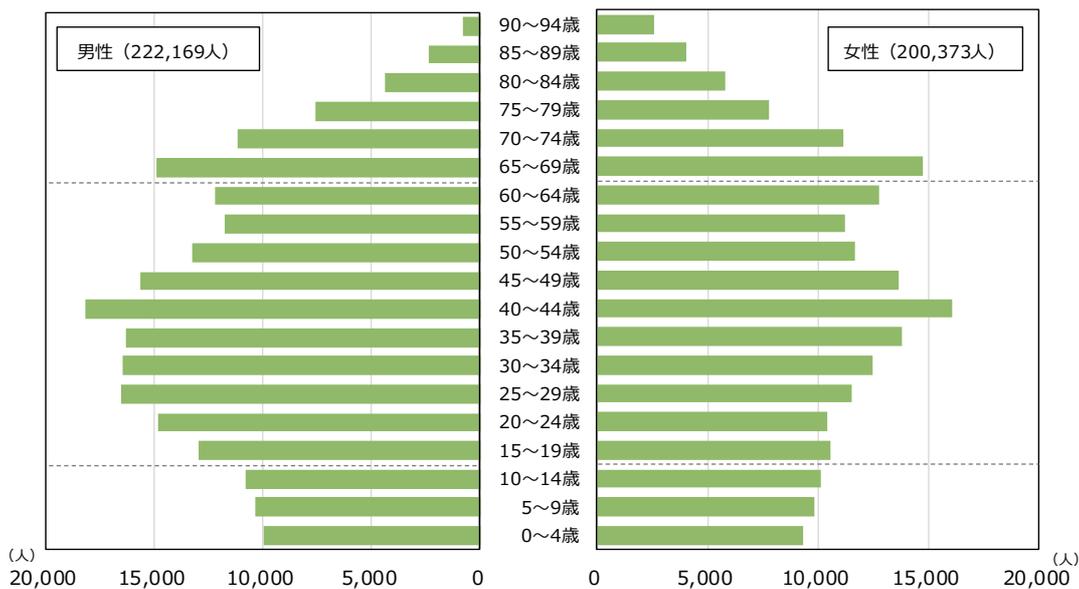


統計資料等からみる豊田市の男女共同参画の状況

(1) 人口・世帯の状況

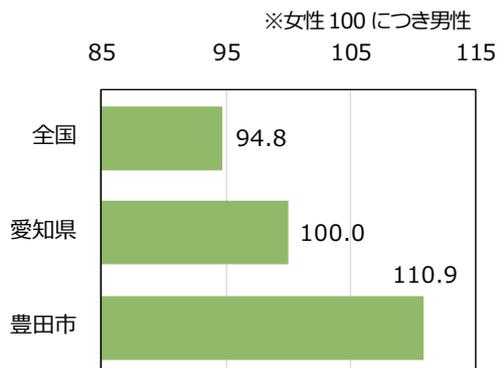
平成27年の国勢調査によると、本市の総人口は422,542人となっています。本市の年齢別人口を男女別にみると、10歳代後半から50歳代前半では女性よりも男性が多くなっています。一方、80歳以上では女性の人数が男性を上回っています。女性よりも男性の人数が多くなっている要因として、基幹産業である自動車産業関連の企業が本市では多いことが挙げられます。また、今後の人口推計によれば、本市の人口は令和2年をピークに緩やかに減少し、年少人口割合（0～14歳）、生産年齢人口割合（15～64歳）が低下する中、高齢人口割合（65歳以上）は上昇し続けることが見込まれます。

図1-1 人口ピラミッド（豊田市）



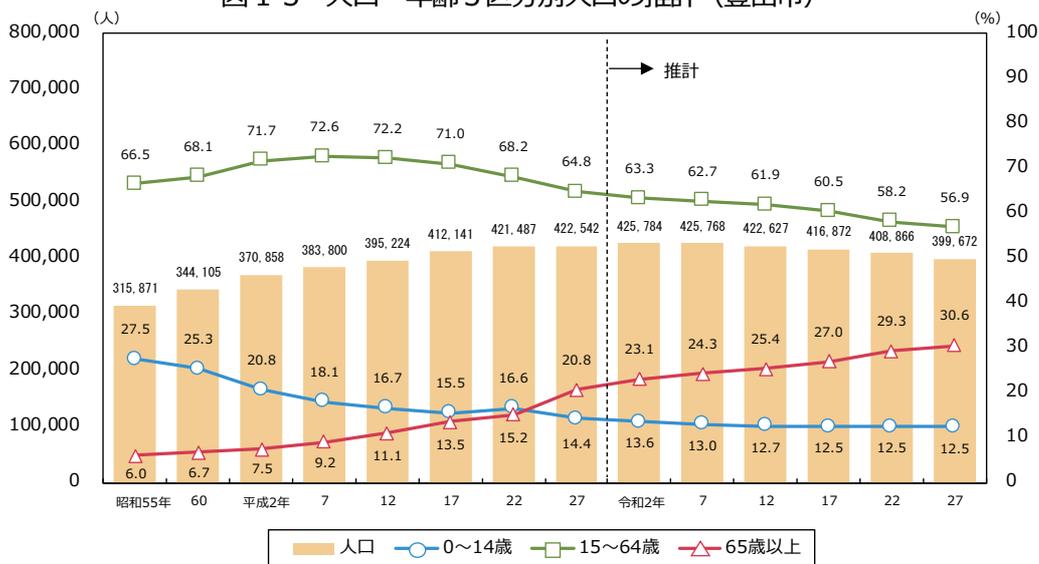
資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

図1-2 人口性比の全国・県比較



資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

図 1-3 人口・年齢3区分別人口の推計（豊田市）

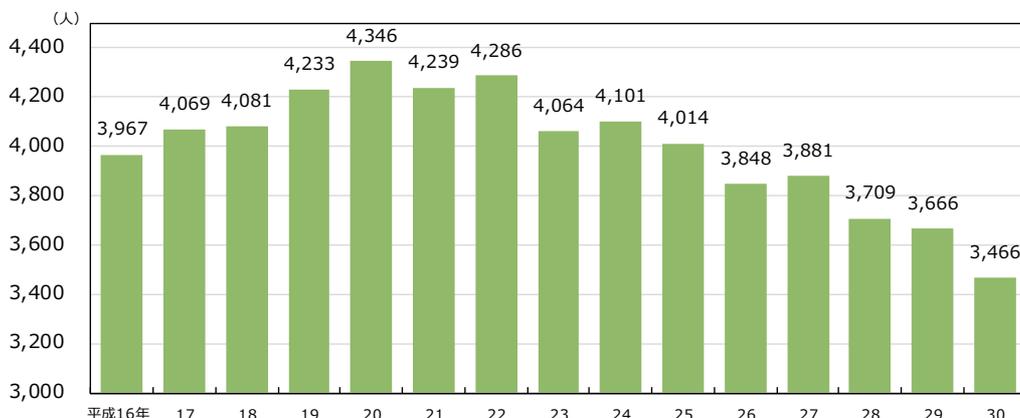


資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年）」

## (2) 出生の状況

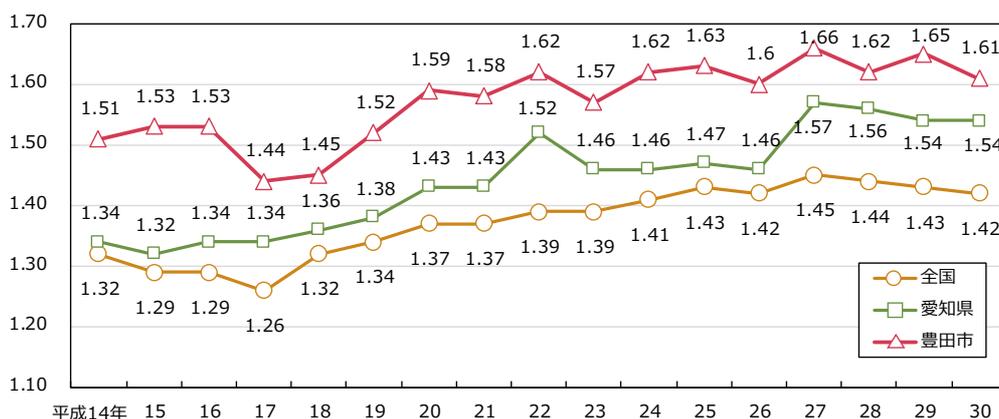
本市の出生数は、平成21年以降、減少する傾向にあり、平成20年と比較すると平成30年は約20%減少しています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、本市では上昇する傾向にあり、平成30年で1.61と全国、愛知県よりも高くなっています。全国、愛知県も上昇傾向にありましたが、平成27年以降、少し減少しています。

図 1-4 出生数の推移（豊田市）



資料：厚生労働省「人口動態調査」

図 1-5 合計特殊出生率の推移



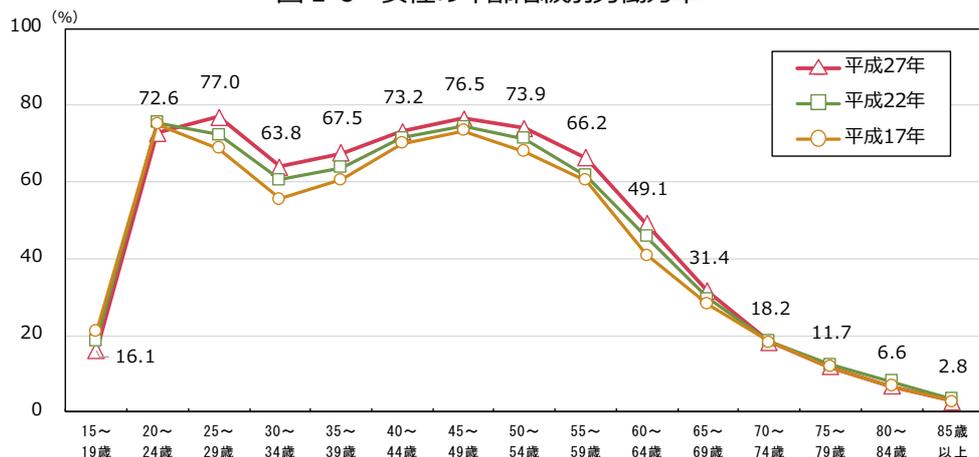
資料：豊田市保健部総務課、厚生労働省「人口動態調査」ほか

### (3) 就業の状況

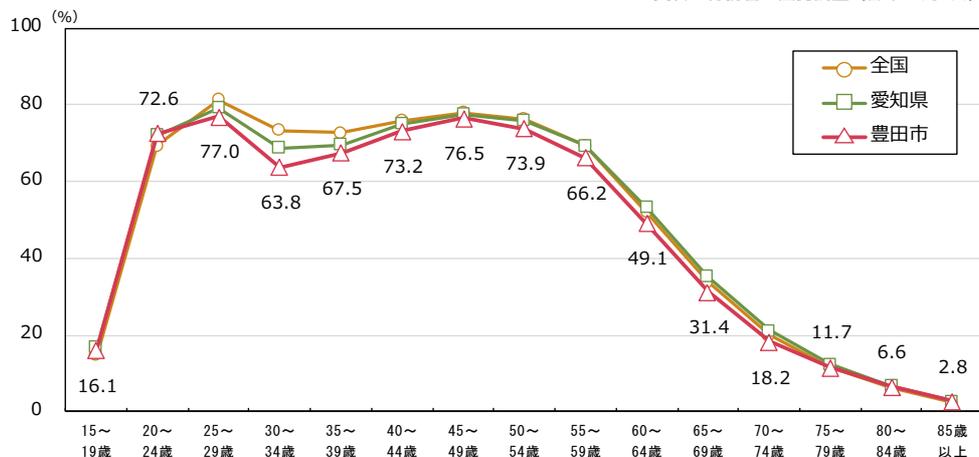
女性の年齢階級別労働力率は、20歳代後半から30歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字曲線を描いています。10年前からの推移をみると、M字曲線の谷は徐々に浅くなってきています。しかし、全国、愛知県に比べると、依然として20歳代後半から40歳代前半の労働力率がより低くなっています。

また、既婚女性のみに着目してみると、全国に比べて本市では20歳代から40歳代前半で「家事」に従事している割合が高くなっています。

図 1-6 女性の年齢階級別労働力率

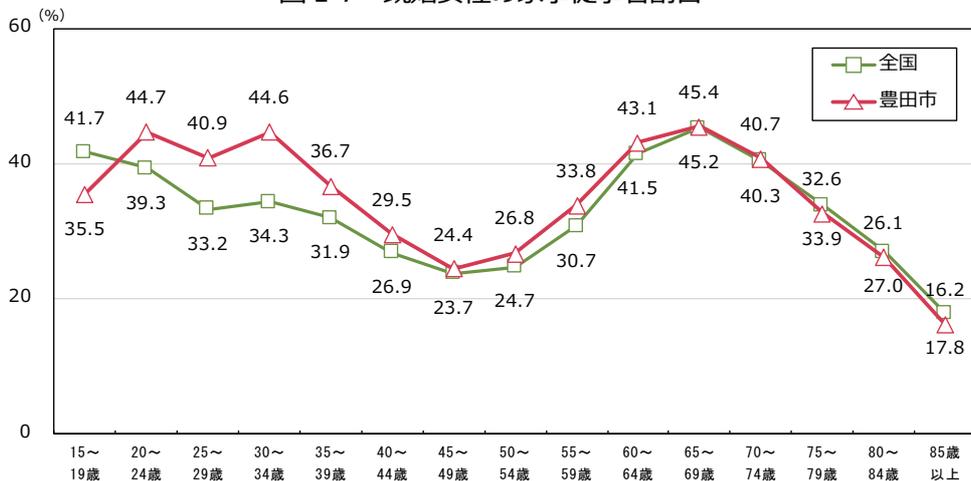


資料：総務省「国勢調査（各年10月1日）」



資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

図 1-7 既婚女性の家事従事者割合

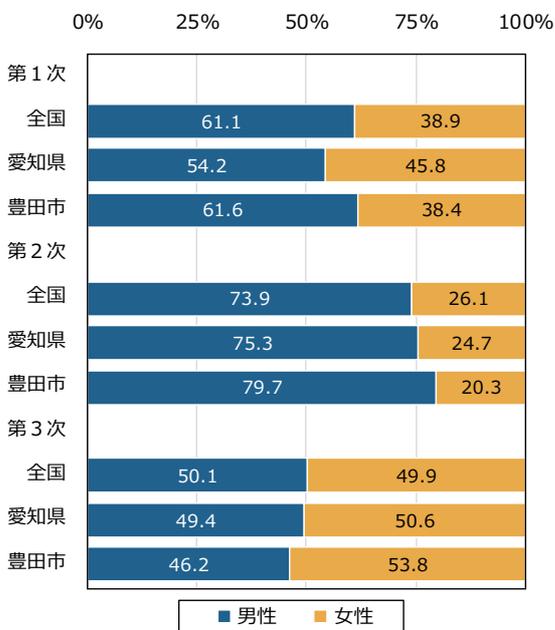


資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

産業分類別就業者数の男女比をみると、本市では全国、愛知県と比較して第2次産業での男性の割合が高くなっています。第3次産業では女性の割合が高く、50%を超えています。

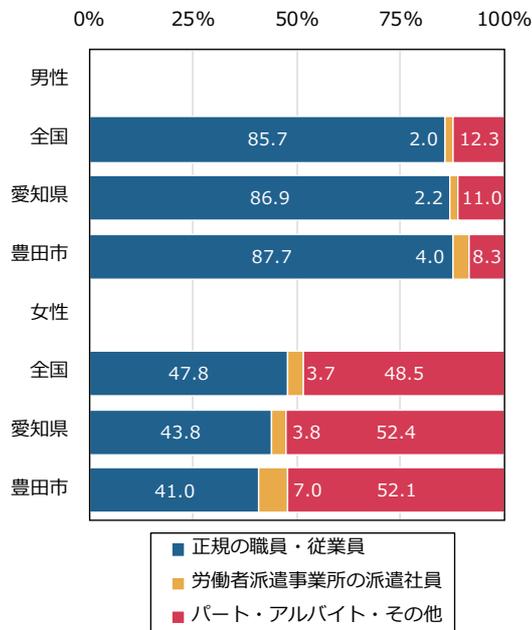
被雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では「正規の職員・従業員」が87.7%と最も高い割合を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」が52.1%と半数以上を占めています。

図 1-8 産業分類別就業者数の男女比



資料：総務省「国勢調査（平成27年）」

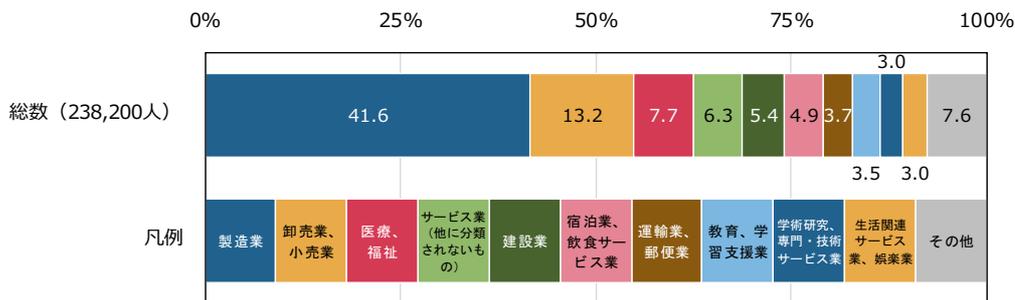
図 1-9 男女別雇用形態の状況



資料：総務省「就業構造基本調査（平成29年）」

本市の産業別の従業者の割合をみると、「製造業」が41.6%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」（13.2%）、「医療、福祉」（7.7%）となっています。

図 1-10 産業大分類別従業者数（民営事業所）の割合（豊田市）

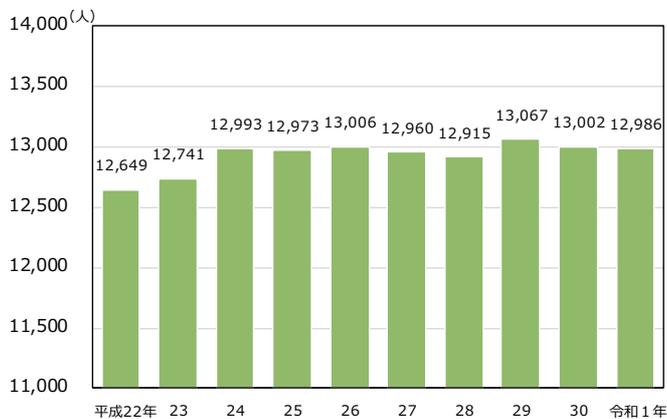


資料：総務省「就業構造基本調査（平成29年）」

## (4) 保育の状況

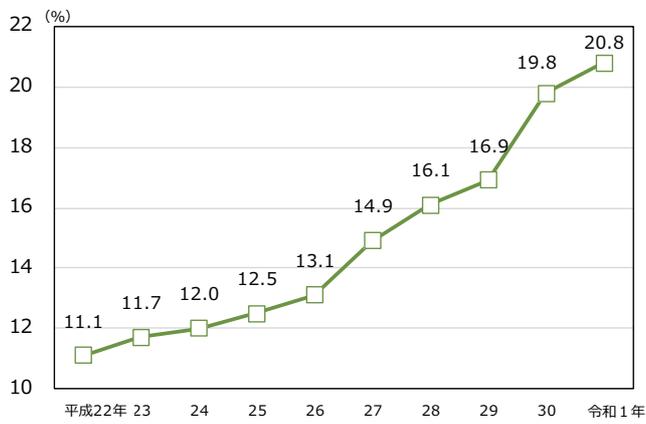
こども園・私立幼稚園の園児数をみると、園児数は平成24年以降横ばいとなっていますが、乳児人口に占めるこども園の乳児(0~2歳)の割合は継続して増加しています。このことから、就労等により子どもが小さいうちからこども園に預ける保護者が増えていることが分かります。

図 1-11 こども園・私立幼稚園園児数(豊田市)



資料：豊田市保育課(各年5月1日)

図 1-12 乳児人口に対するこども園の乳児の割合(豊田市)

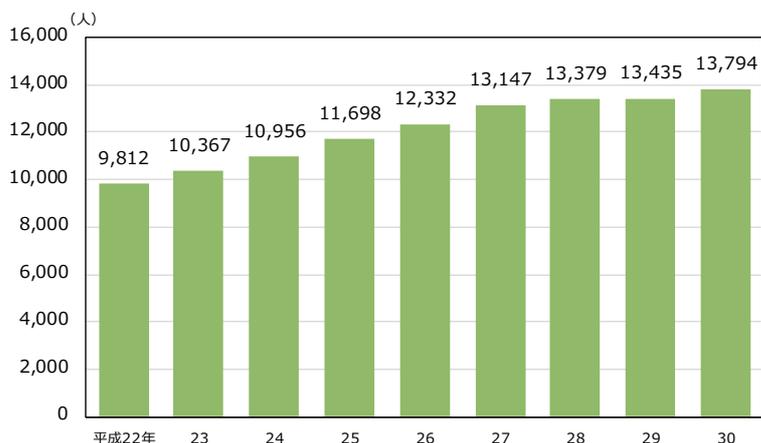


資料：豊田市保育課(各年5月1日)

## (5) 介護の状況

介護保険における65歳以上の被保険者に占める要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあり、何らかの支援や介護が必要な高齢者は多数いることが分かります。

図 1-13 認定者数の推移(豊田市)

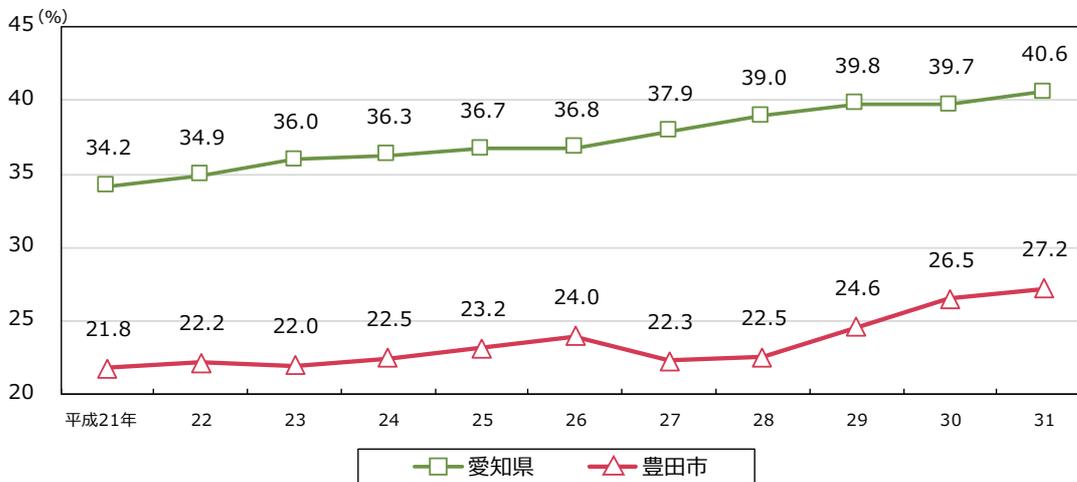


資料：豊田市介護保険課(各年10月1日)

## (6) 審議会等委員への女性の登用状況

付属機関（法令設置）の女性登用率は、平成31年4月時点で27.2%となっており、20%台にとどまっています。

図 1-14 審議会等委員への女性の登用率の推移・県比較

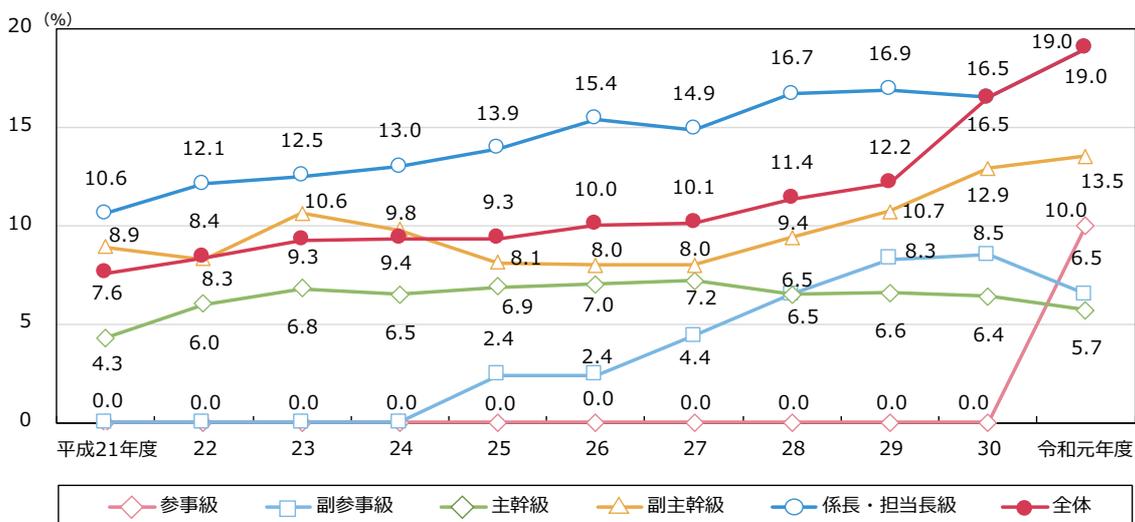


資料：豊田市行政改革推進課、愛知県男女共同参画推進課

## (7) 市役所の女性の管理職の状況

豊田市役所の行政職における女性の管理監督職の割合は、全体的には上昇傾向にあり、令和元年度は19.0%となっています。職級別でみると、「係長・担当長級」「副主幹級」は上昇傾向にあります。また、「主幹級」は近年横ばいで推移し、「副参事級」は令和元年度に減少しています。また、「参事級」は長らく0%が続いていましたが、令和元年度は10.0%（20人中2人が女性）となっています。

図 1-15 豊田市役所における女性管理監督職割合の推移（行政職）



資料：豊田市人事課（各年4月1日）



## 「男女共同参画社会に関する意識調査」の状況

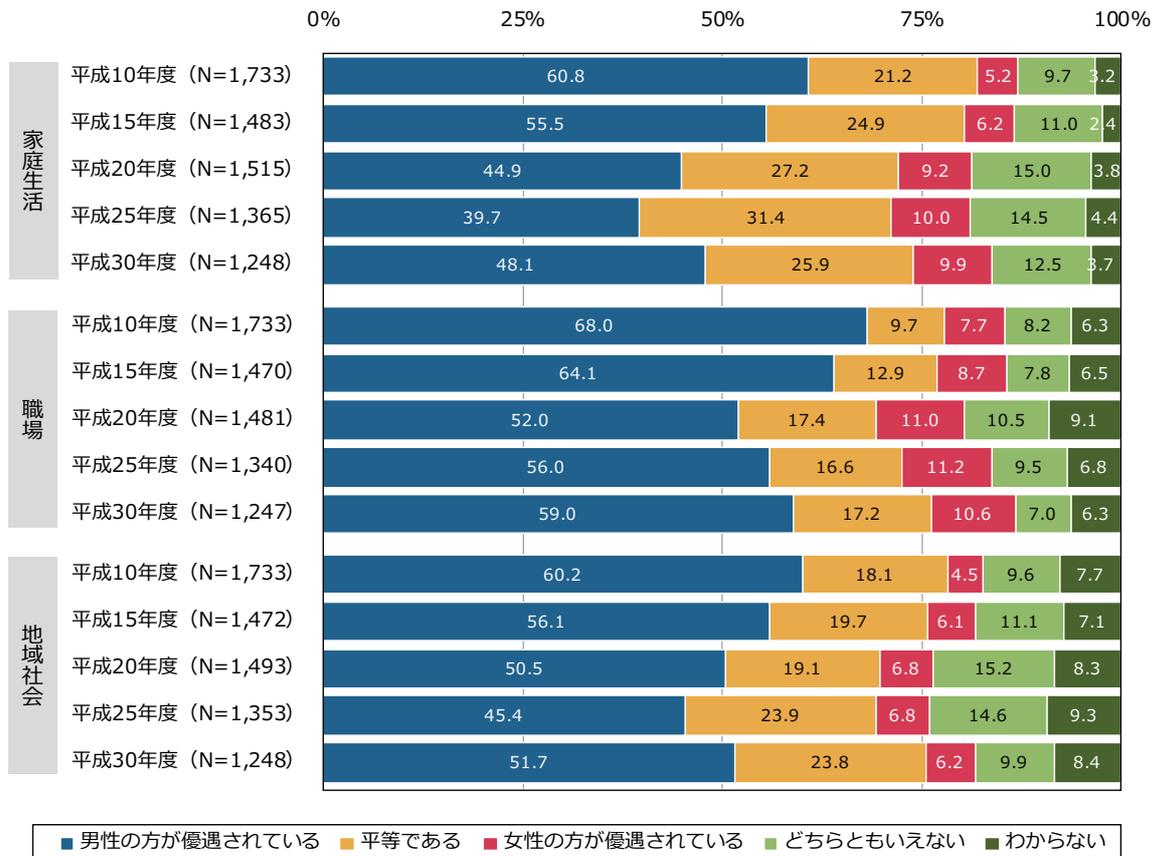
### <調査概要>

	市民アンケート	事業所アンケート
対象	豊田市在住の18歳以上の男女 各2,000人（無作為抽出）	豊田市内の 従業員数300人以下の300事業所
調査手法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年11月30日～平成30年12月18日	平成30年11月30日～平成30年12月21日
回収結果	1,268人（31.7%）	100事業所（33.3%）
性別	女性55.9% 男性42.7%	業種 製造業37.0% 建設業15.0% サービス業11.0% 卸売・小売業10.0%

### （1）男女の平等観

家庭生活、職場、地域社会での男女の平等観をみると、平成25年度調査までは「平等である」の割合が高まる傾向にありましたが、平成30年度調査では、「男性の方が優遇されている」と回答した人が増えました。

図2-1 家庭生活、職場、地域社会における男女の平等観（経年比較）



## (2) 男女の関わり方に関する考え方と行動

男女の関わり方に関する考え方と行動を男女別で見ると、「子育ては女性も男性も協力して行う」について、「賛成」が男女ともに9割を超え最も多くなっています。そのほか、女性では「男性も家事をきちんとする」「結婚しても男女それぞれが自分名義の財産を持つ」、男性では「女性も積極的に地域活動に参加する」「男性も家事をきちんとする」についての「賛成」が多くなっています。考え方と行動の差をみると、女性では「男性の家事」「子育ての男女の協力」、男性では「子育ての男女の協力」「女性の地域活動」に考え方と行動に大きな差があるという結果となっています。

また、全国、愛知県と比較すると、本市では「男は仕事・女は家庭」という考え方に反対である割合が高く、男女共同参画に関する意識は高い状況であると言えます。

図 2-2 男女の関わり方に関する考え方と行動について

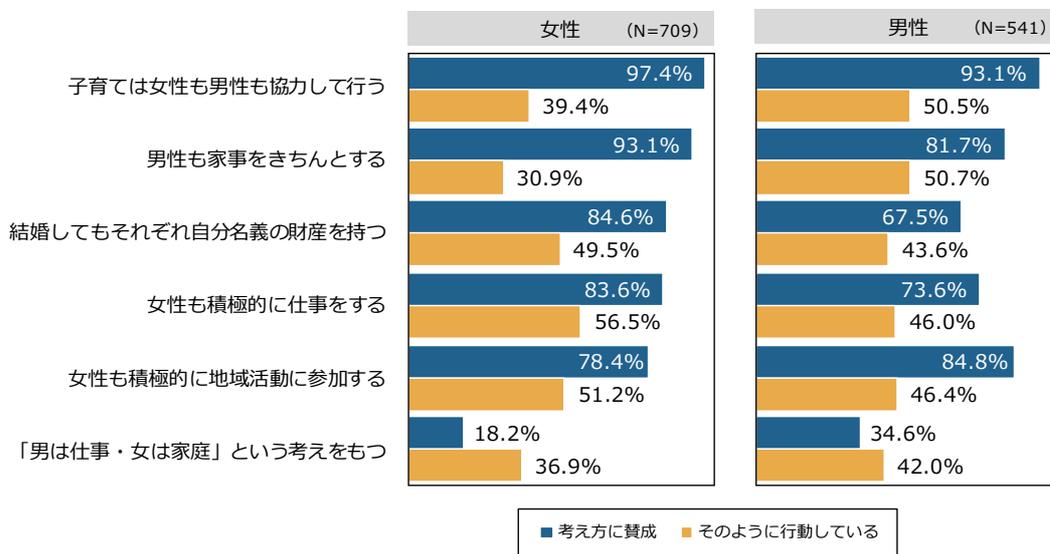
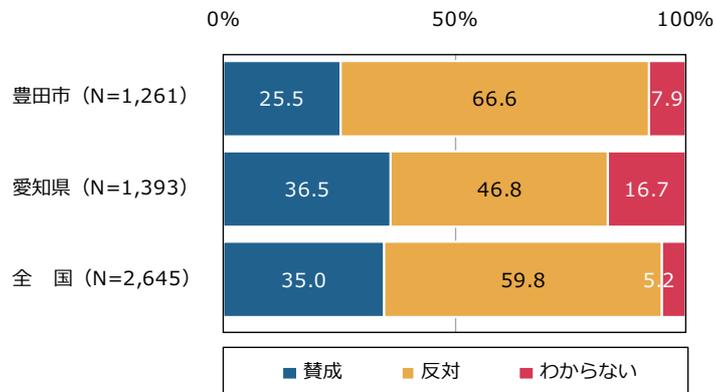


図 2-3 「男は仕事・女は家庭」という考え方について

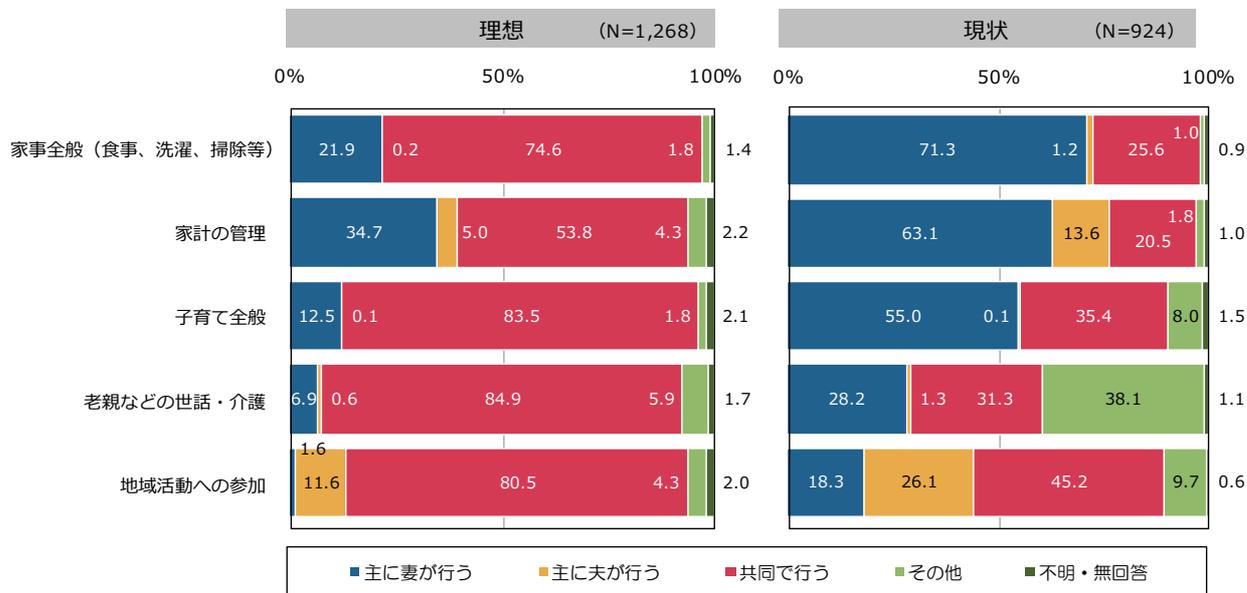


資料：内閣府「世論調査（令和元年）」、愛知県「県政世論調査（平成29年）」

### (3) 家庭における男女の役割分担

夫婦の役割分担の理想と現状については、「理想」ではすべての項目で、「共同で行うのがよい」という回答が最も多くなっていますが、「現状」では、「共同で行う」との回答はすべての項目で減少し、特に家事や家計の管理、子育てでは「主に妻が行う」という回答が多く、妻の負担が大きい状況になっています。

図 2-4 家庭における夫婦の役割分担について



### (4) 地域活動における男女の役割分担

地域活動における男女の役割分担について「そうしている」との回答は、「地域活動は男性が取り仕切る」が45.6%、「自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片付けをしている」が39.9%となっており、固定的な性別役割分担が残っている状況です。

図 2-5 地域活動の現状（「そうしている」の割合）



## (5) 職場における男女平等とワーク・ライフ・バランス

女性が仕事を持つことへの考えについては、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」への回答が最も多いものの、その割合は低下しつつあります。代わりに「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」という回答が大幅に増えており、継続して働くことを望む意識が高まっています。

職場での男女による待遇や仕事の違いについては、「違いはない」が増加傾向にあり、男女平等な職場環境に改善されてきていることが分かります。

図 2-6 女性が仕事を持つことへの考え

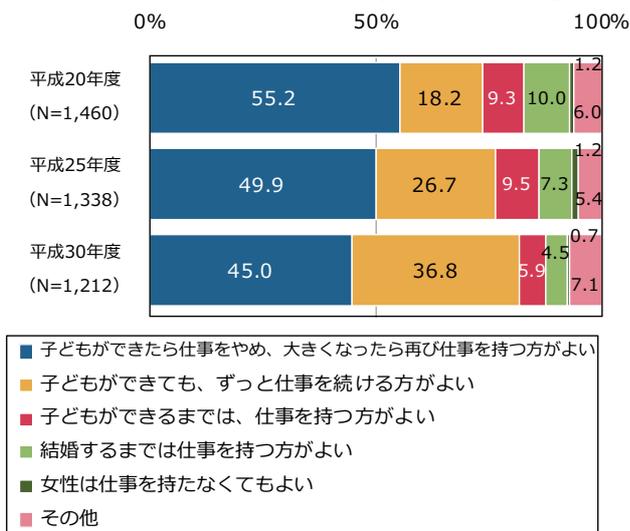
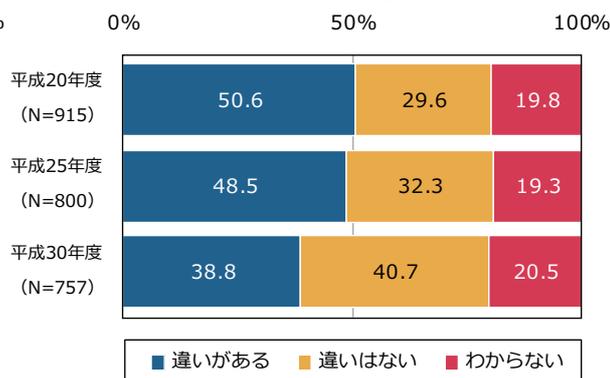
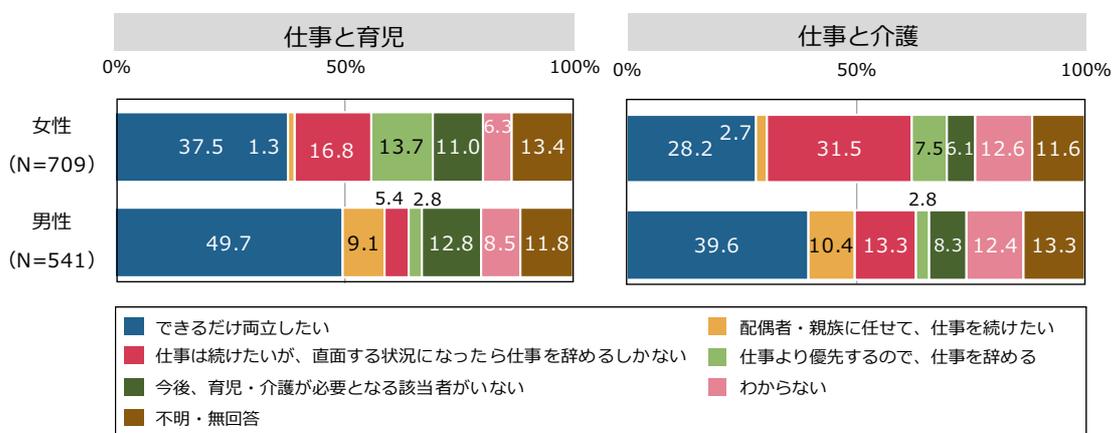


図 2-7 性別による職場での違いの有無



仕事と育児や介護の両立についての考えは、「できるだけ両立したい」という割合が男女ともに高いですが、女性は男性よりもその割合が低く、かつ「仕事は続けたいが、直面する状況になったら仕事を辞めるしかない」という回答が男性よりも高くなっています。特に介護ではその傾向が強く、女性も男性も、育児より介護に直面した時には仕事を辞めるしかないと考える割合の方が高くなっています。

図 2-8 仕事と育児や介護の両立についての考え



本市中小事業所の年次有給休暇取得率は、全体で 54.3%、うち女性で 68.3%となっており、ともに全国平均を上回っています。平成 30 年の育児休業取得率は、女性は 98.3%と高く、男性も 24.1%と増加しています。介護休業の取得者がいる事業所についても、前回調査から増加しています。休暇等の取得状況は望ましい方向に進んでいると言えます。

	年次有給休暇取得率（平成 29 年）		育児休業取得率			介護休業取得者のいる事業所			
	全体	女性		H18	H23	H30		H23	H30
豊田市	54.3%	68.3%	女性	76.2%	95.7%	98.3%	女性	4.1%	7.0%
全国	51.1%	57.0%	男性	3.0%	4.9%	24.1%	男性	1.4%	3.0%

事業所のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組としては、「総労働時間の短縮」「ノー残業デーの設定」「勤務時間・制度の柔軟化」等の長時間労働の是正や「職場の風土づくり・意識の改善」がよく取り組まれています。

一方で、「同僚や同じ職場の人の負担が大きくなってしまう」「業務が、個人の知識や技術に頼ることが大きい」等、業務の分担や割り振りが大きな課題として挙げられています。

図 2-9

ワーク・ライフ・バランスの推進のための取組

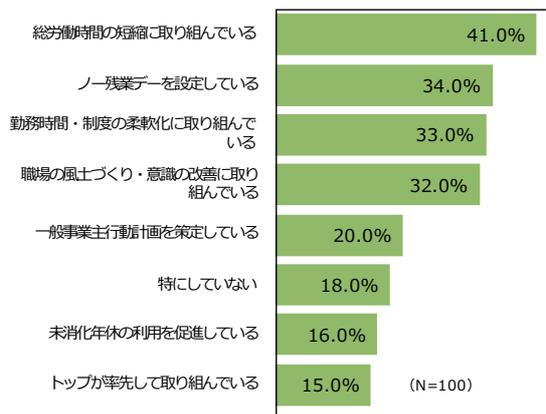
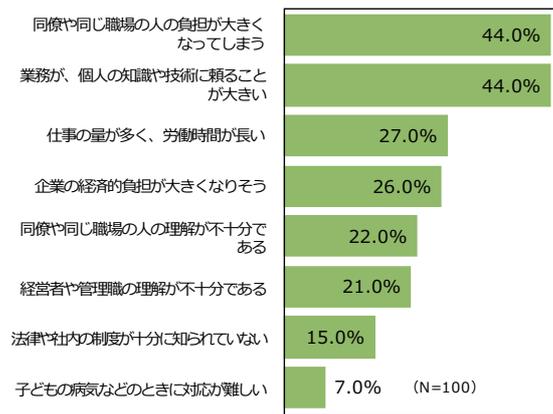


図 2-10

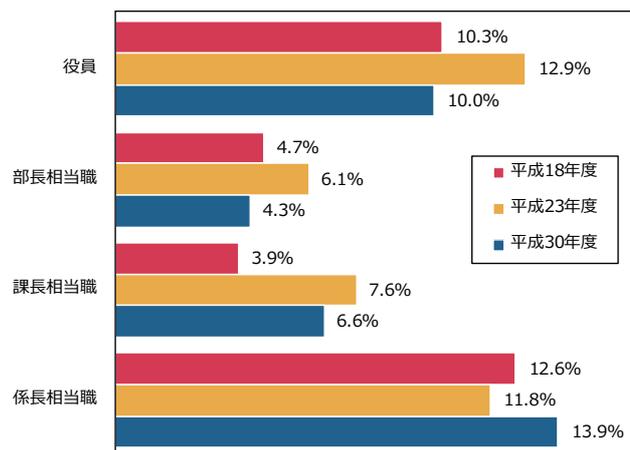
ワーク・ライフ・バランス支援を進める上での課題



## (6) 職場における女性の活躍

女性役職者数の比率（全体合計）を経年的にみると、前回調査から増加したのは、係長相当職のみとなっています。他の役員、部長相当職、課長相当職はいずれも前回調査より数ポイント減少しています。女性の起用が伸びていないことが分かります。

図 2-11 女性役職者数の比率



## (7) 性的少数者（LGBT等）について

性的少数者（LGBT等）という言葉については、7割以上が「知っている」と回答し、高い認知度を示しています。また、今の社会が、性的少数者（LGBT等）の方々が偏見や差別等により生活しづらい社会であると思う割合（「思う」「どちらかと言えば思う」と回答した人の合計）も7割以上と高い割合を示しています。

図 2-12  
性的少数者（LGBT等）という言葉の認知度

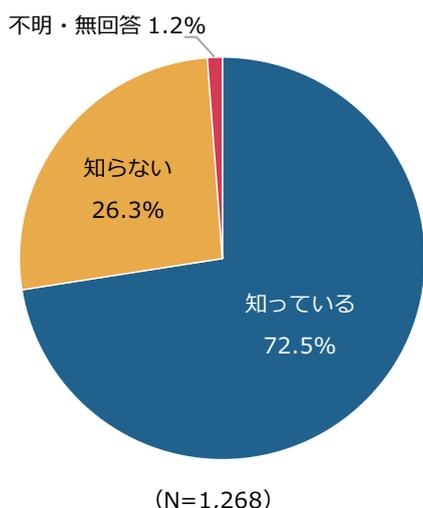
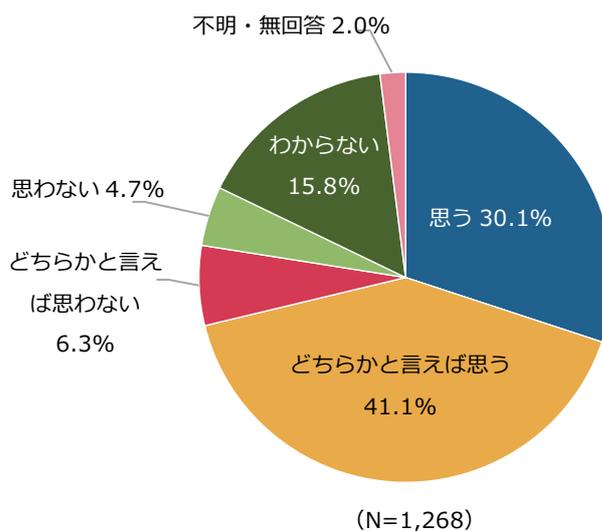


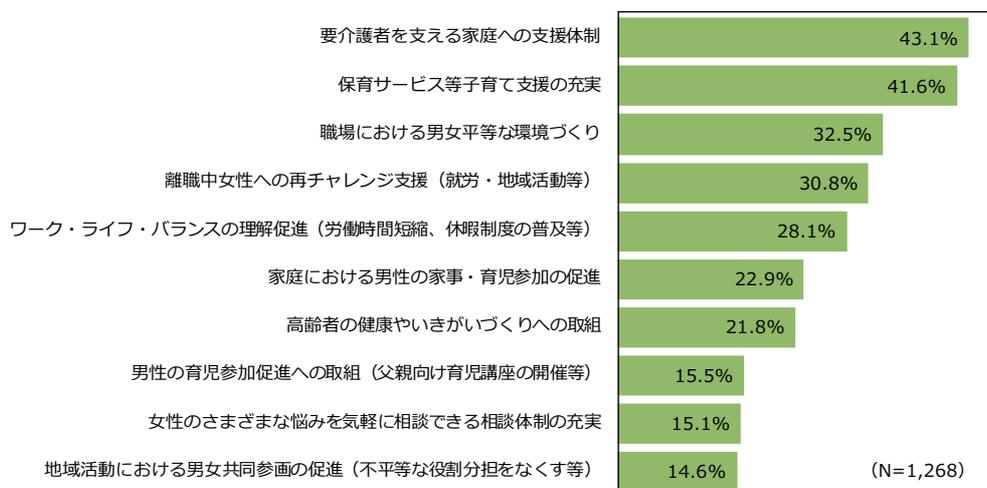
図 2-13  
現在、性的少数者（LGBT等）の方々が生活しづらいと思うか



## (8) 重要と思う豊田市の取組

本市の男女共同参画社会の実現に向けて重要と思う取組として、「要介護者を支える家庭への支援体制」「保育サービス等子育て支援の充実」への回答が多く、介護や子育て支援に関するニーズが高くなっています。

図 2-14 豊田市の男女共同参画社会の実現に向けて重要と思う取組





## 「日常生活における男女の意識と実態に関する調査」の状況

### <調査概要>

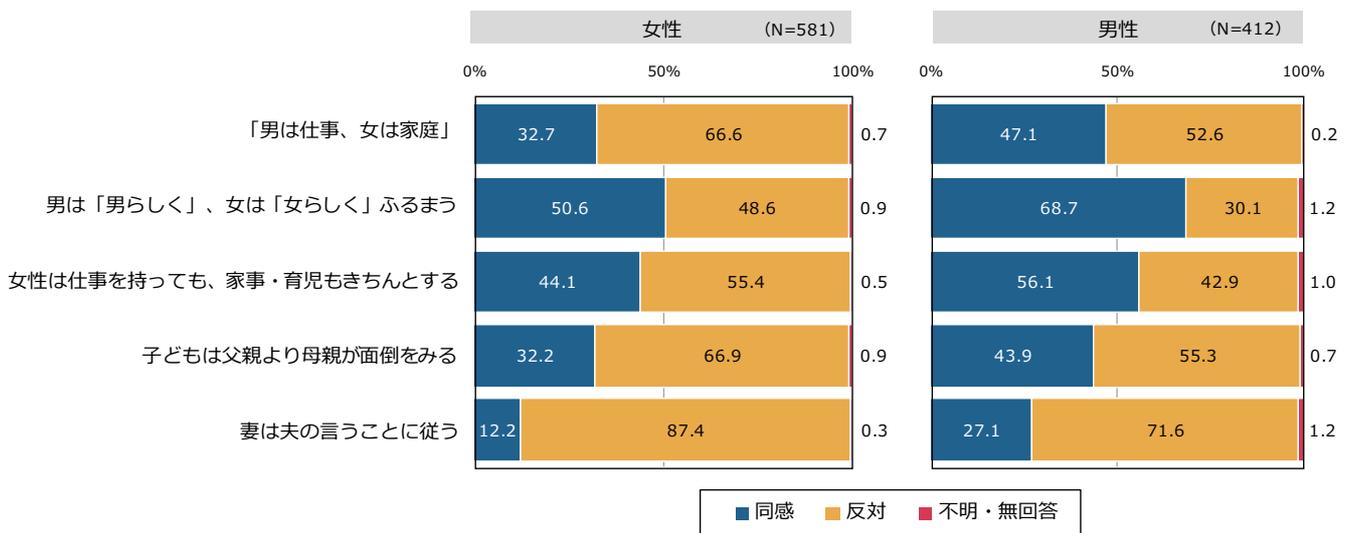
市民アンケート	
対象	豊田市在住の20歳以上の男女 各1,500人（無作為抽出）
調査手法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年11月30日～平成30年12月18日
回収結果	1,004人（33.5%）
性別	女性57.9% 男性41.0%

### (1) 「男女のあり方」についての考え方

「男女のあり方」についての5つの項目のうち、「同感」という回答の割合が高いものは、男性優位な考え方や「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が強いことを示しています。

すべての項目で、女性よりも男性の方が「同感」と回答した割合が高く、男性の方が固定的な性別役割分担意識を持っている人が多いことがうかがえます。このような意識により、夫婦や恋人間に支配関係が生じ、DVにつながることも考えられます。

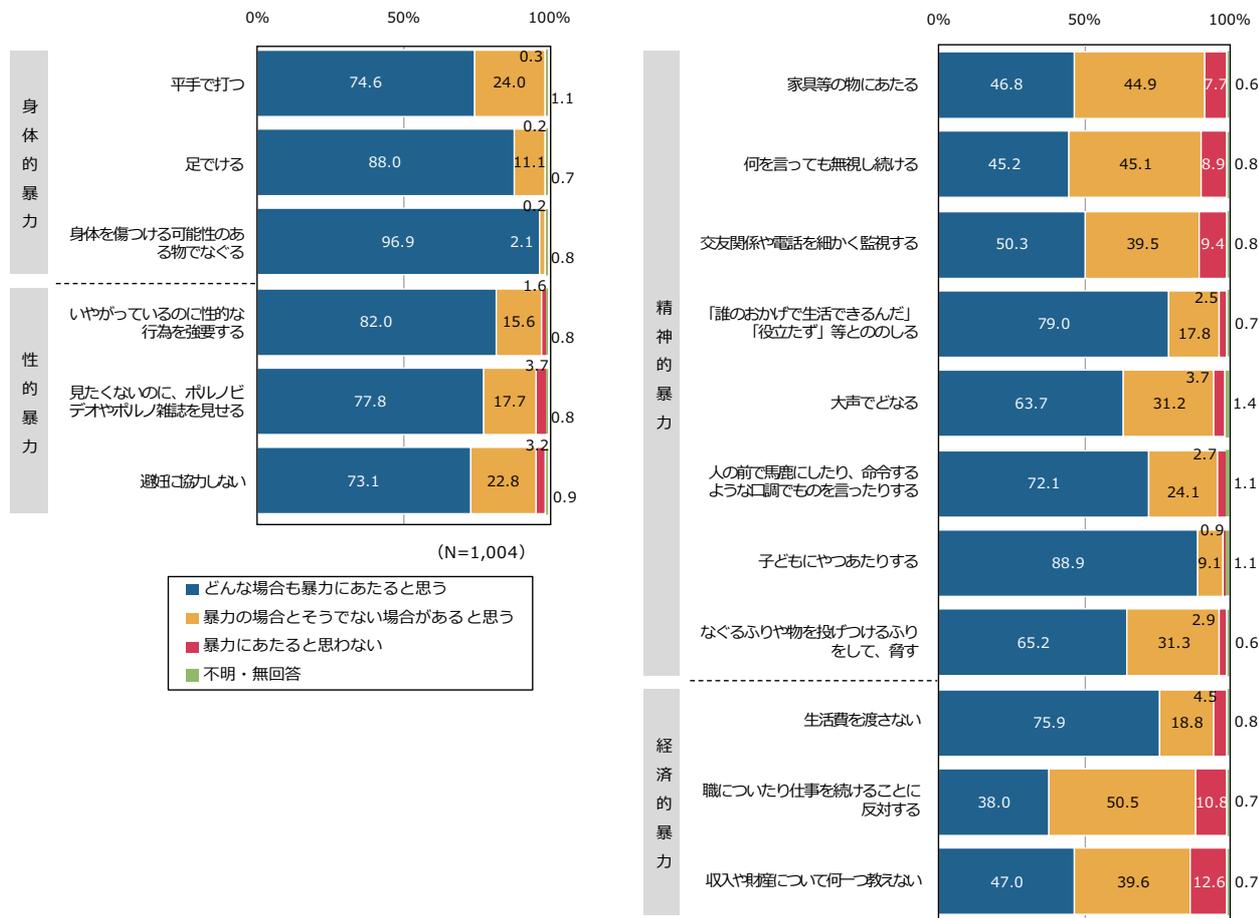
図3-1 男女のあり方についての考え方



## (2) 様々な暴力に対する認識

どのような行為が暴力にあたるかについては、身体的暴力と性的暴力については「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した割合が高いものが多いですが、精神的暴力と経済的暴力については低いものが多くなっています。身体を傷つける行為については、多くの人が暴力として認識していますが、精神的暴力や経済的暴力等、身体を直接傷つけない行為はあまり暴力として認識されていません。

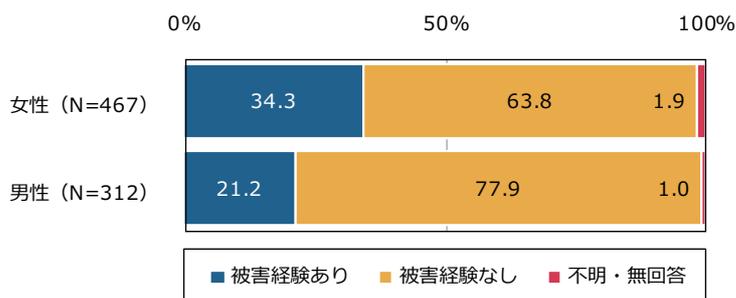
図 3-2 暴力としての認識



## (3) DVの被害状況

暴力の種類を問わず、配偶者等から何らかの暴力を1度でも受けたことがある人は全体の約3割で、女性の3人に1人、男性の5人に1人にのぼることが分かりました。過去の調査からの推移をみると、身体的暴力を受けた人の割合は横ばい、性的暴力を受けた人の割合は減少していますが、精神的・経済的暴力は増えています。

図 3-3 DVの被害経験

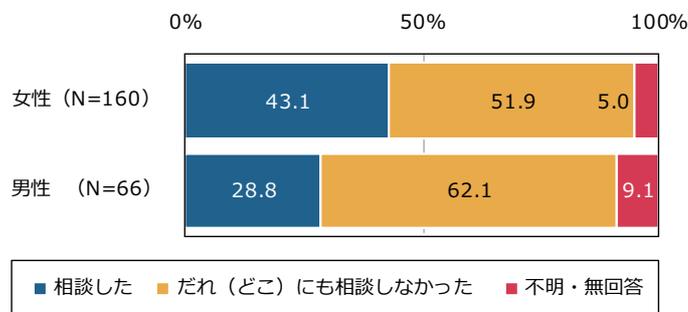


※「被害経験あり」とは、暴力の種類によらず「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人の合計

## (4) DV被害の相談状況

DV被害者のうち、女性の約5割、男性の約6割が誰にも相談していません。相談しない理由は、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけるといったから」の順に多くなっています。

図3-4 受けた行為について、だれ（どこ）かに相談しましたか



## (5) 市の取組

DVを防止するために必要なことについては、「身近な相談窓口を増やす」と回答した人が最も多く、続いて「学校・大学で暴力防止の教育を行う」「第三者が通報・相談しやすくするしくみの整備」「家庭での暴力防止の教育」となっており、相談や教育に関することが上位となっています。

また、DV被害者への支援として必要なことについては、「一時的な避難場所の提供」「こころと体の健康に関する支援」が多くなっています。

図3-5

DVを防止するのに必要だと思うこと

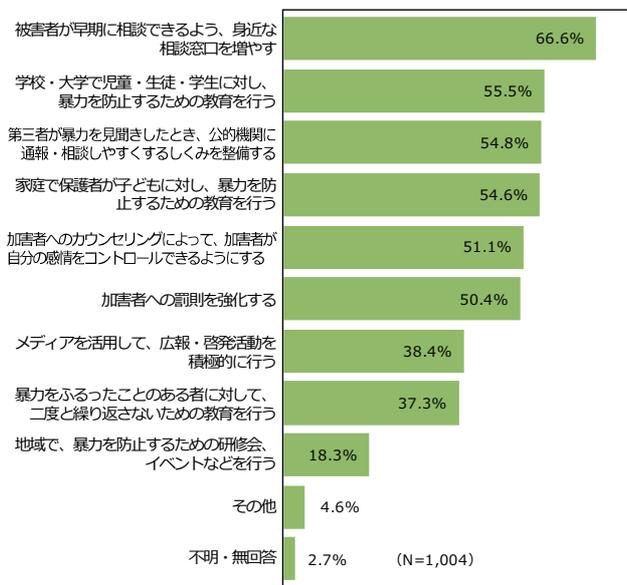
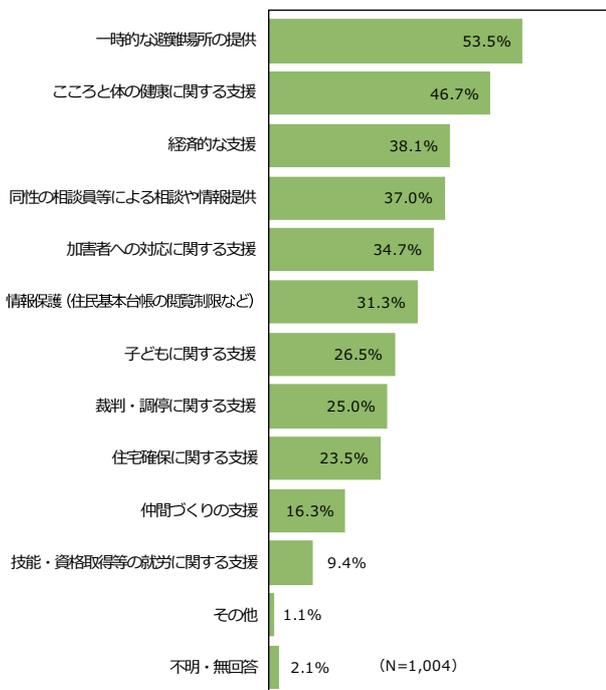


図3-6

DV被害者への支援として必要だと思うこと





## 第3次プランの進捗状況

### (1) 指標の達成状況

第3次プランでは、各課推進 98 事業のうち 94 事業は予定どおり実施されています。推進が遅れている4事業は「各種審議会の女性委員の登用率」「ひとり親家庭の就業支援」「青少年や児童生徒、保護者に対する情報活用能力向上のための啓発」「介護、介護予防等の推進」となっています。

指標	実績値		目標値	評価
	H25	H30		
<b>① ライフステージⅠ「命をはぐくむ」</b>				
「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	37.8%	35.4%	60%	D
「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	21.2%	25.6%	30%	B
パパ・ママ教室の受講者数に占める父親の参加人数の割合	35.3%	48.1%	40%	A
0～2歳児のこども園の利用定員数	2,092人	2,721人	2,621人	A
男性の育児休業取得率	-	24.1%	5%	A
<b>② ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」</b>				
高校生・大学生を対象とした男女共同参画に関する啓発事業の実施回数	-	3事業	3事業	A
「学校教育の場が男女平等である」と回答した人の割合	53.6%	50.2%	65%	D
<b>③ ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」</b>				
優良事業所に対する表彰制度に応募した事業所数	9件 (H26)	14件	12件	A
「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合（再掲）	21.2%	25.6%	30%	B
一番下の子どもの年齢が0～3歳の女性の「勤めている」と回答した人の割合	21.9% (H23)	50.7%	25%	A
0～2歳児のこども園の利用定員数（再掲）	2,092人	2,721人	2,621人	A
男性の育児休業取得率（再掲）	-	24.1%	5%	A
年次有給休暇取得率	-	54.3%	60%	B
介護休業制度を整備している事業所の割合	68.5% (H23)	79.0%	80%	B
<b>④ ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」</b>				
シニア世代を対象とした男女共同参画に関する事業の実施回数	3講座	3講座	3講座	A
60歳以上の『女らしく、男らしく』する方がよい』との考えに「そう思わない」と回答した人の割合	14.0%	10.2%	20%	D
<b>⑤ すべてのライフステージに関わるもの</b>				
「社会通念・慣習やしきたり」において「男女平等である」と回答した人の割合	11.3%	10.6%	14%	D
「防災対策に女性の視点を含める必要がある」と回答した人の割合	43.3%	47.7%	65%	B
配偶者や恋人から身体的暴力を経験したことがない割合	78.1%	79.2%	80%	B
本市のDVについて相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合	45.2%	36.6%	65%	D

#### 【評価基準】

- A：平成30年度の実績が目標を達成している
- B：目標に至らなかったが改善している
- C：平成25年度の実績から変化がない
- D：平成25年度の実績から後退している

## (2) 指標の評価

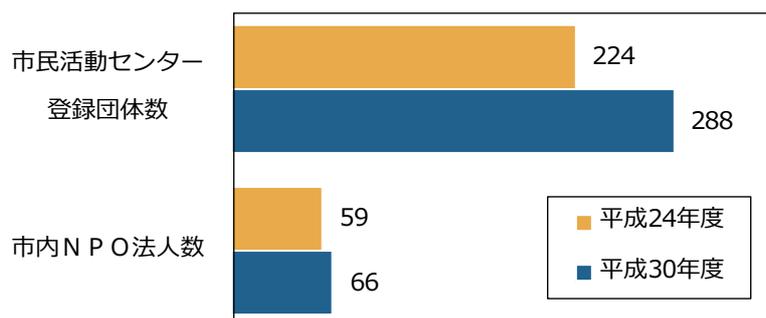
目標達成もしくは目標値近くまで達した指標は、「男性の育児休業取得率」「一番下の子どもの年齢が0～3歳の女性の「勤めている」と回答した人の割合」「介護休業制度を整備している事業所の割合」等であり、企業の取組に関連するものが多く、企業の取組の成果が表れています。

一方、目標を達成できていない、もしくは改善されたが目標にはまだ近づいていない指標としては、「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合」「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合」「学校教育の場が男女平等である」と回答した人の割合」「60歳以上の『女らしく、男らしく』する方がよい』との考えに「そう思わない」と回答した人の割合」等、市民の意識に関するものが多くなっています。そのため、市民の意識啓発事業を推進する等、市民理解の普及を進めていく必要があります。

## (3) 事業成果

事業を通して、男女共同参画分野における市民団体が立ち上がる等、市民の自主性も成長しています。市内のNPO法人、市民活動団体数をみると、増加傾向にあり、その背景には市民活動の認知促進や、補助制度等の活動支援等により、市民活動がある程度定着してきたと言えます。

図4-1 市内NPO、市民活動センター登録団体数



資料：豊田市民民活躍支援課



## 豊田市の取組による成果と課題



## 1 豊田市の取組による成果

## 職場における女性の働く環境は改善されています

職場での女性の働き方については、仕事への積極性や継続型就労の意識が大幅に高まっています。併せて、職場での待遇や仕事内容の性別による違いは小さくなっており、職場の環境は改善されつつあります。これにより事業所の取組に一定の成果があったことが分かります。

## 年次休暇の取得率が全国平均を上回っています

市内事業所のワーク・ライフ・バランスに関する取組として、長時間労働の是正や職場の風土づくり・意識の改善がよく取り組まれており、年次有給休暇の取得率は全国平均を上回る結果となりました。このことからワーク・ライフ・バランスの推進は着実に進んでいると言えます。

## 本市の審議会等や管理監督職の女性割合は上昇しています

審議会委員等への女性登用率、市役所の管理監督職の女性の割合をみると、目標値には到達しないものの着実に上昇しています。

## 男女共同参画に対する意識は高まっています

本市では、「男は仕事・女は家庭」という考え方に対して「反対」である割合が、全国や愛知県と比較して高く、男女共同参画に関する意識は高い状況であることが分かります。

## 市内NPO法人や市民活動団体の数が増えています

市内NPO法人や市民活動センター登録団体が増えており、新たな市民活動団体が立ち上がっています。社会活動への市民一人ひとりの自主性が育まれています。





## 豊田市の取組における課題

### 家庭や地域活動における男女共同参画の行動は進んでいません

男女の関わりや、家庭や地域活動での役割分担では、男女共同参画の意識が進みつつあるものの、意識と実際の行動に大きなギャップがみられます。今後は行動面の改善をより強く進めていき、固定的性別役割分担の解消により、誰もがより自分らしく活躍できる環境づくりを進めていくことが重要となります。

### 育児・介護による女性の離職率が高いです

本市は、製造業に特化した産業構造となっていることから、女性よりも男性の人口や、就業者数が多い特徴があります。そして、女性の年齢階級別労働力率「M字曲線」の谷は、全国値より深く、専業主婦も多い傾向にあります。また、育児・介護と仕事との両立問題に直面した場合には、男性より女性の方が離職を選択する傾向が強いです。男女ともに安心して育児や介護をしながら働き続けられるワーク・ライフ・バランスの推進が課題です。

### 男性中心型の労働慣行が依然として残っています

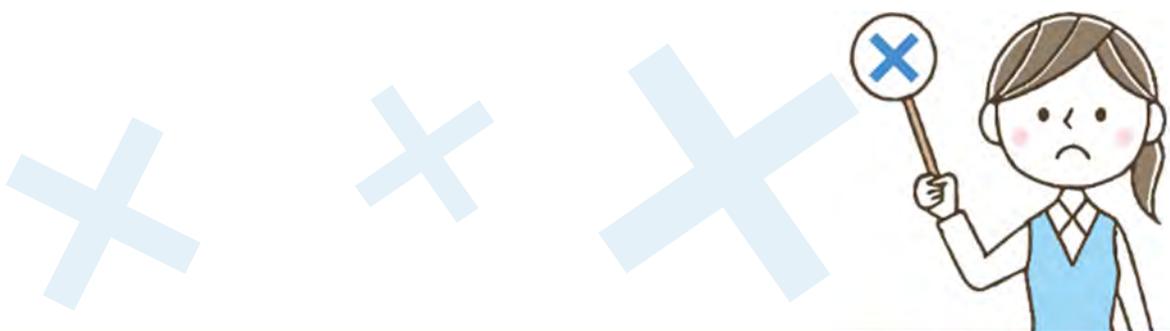
企業の女性役職者の登用は進んでおらず、男性中心型の労働慣行が依然として残っている面があることが分かりました。長時間労働の是正とともに、男性中心型の労働慣行の解消が必要です。

### 性的少数者（LGBT等）が生活しづらい社会となっています

性的少数者（LGBT等）の認知度は高いものの、現状は、偏見や差別等のために性的少数者にとって生活しづらい社会になっていると多くの人を感じていることが分かりました。偏見や差別のない社会の形成に向けて、新たに取り組んでいくことが求められます。

### DV被害者は約3人に1人の割合です

配偶者から一度でも何らかの暴力を受けたことがあるDV被害者は、およそ3人に1人ののぼり、男性より女性の方が多くなっています。また、DVにより命の危険を感じたことがある人は16.6%、子どもがDVを目撃しているケースは32.8%あり、DV被害の深刻さや子どもへの心理的虐待が危惧されます。こういった被害を出さないためにも、今後も積極的な対策を継続していくことが求められます。







## 成果と課題から第4次プランで求められること



## 成果と課題から第4次プランで求められること

### (1) 固定的性別役割分担意識の解消

今回の市民意識調査では、男女の平等観が後退する結果が出るとともに、男女間の意識差も広がりつつあることから、市民の意識醸成が大きな課題となっています。

特に、家庭と地域では、男女共同参画を望む「意識」は高まりつつあるものの、実際の「行動」につながっておらず、固定的性別役割分担意識の解消が重要です。中でも、男性の意識と行動の転換が重要なキーポイントになると考えられます。

一方、職場では、企業の主体的な取組の成果として、待遇や仕事内容等での性別による違いは改善されつつあります。しかし、女性の育児や介護との両立の難しさや長時間労働等の問題が依然として残っていることも分かりました。今後は、企業の主体的な取組をより一層促進し、男性中心型労働慣行の改善、性差による偏りのない環境づくりを推進していくことが重要です。

### (2) 一人ひとりの生きがいや活躍の推進

本市は、令和2年をピークに人口減少局面に突入することが推計され、それに伴い労働力人口の減少や超高齢化、地域を支える人材等の減少等により、社会経済や地域コミュニティの活力低下が懸念されます。

特に、女性の活躍推進については、役職やリーダー等への女性起用は企業、地域で思うように進んでいません。このような状況を改善し、女性が家庭、職場、地域等の様々な場面で存分に能力を発揮し、活躍できる環境をつくることが急務の課題となっています。

一方、市民活動に対する参加意欲は高まっているものの、まだ行動につながっていない市民が多いことが分かりました。市民のこのような潜在意識の具現化による行動変容を促し、拡大していくことが重要です。人生100年時代を見据えた、生涯を通じた活躍の場づくりが必要です。

### (3) 多様性や人権を尊重した社会づくり

今回、本市で初めて実施した性的少数者(LGBT等)に関する意識調査では、性的少数者(LGBT等)という言葉の認知度は高く、差別や偏見等により生活しづらい社会であると感じている人が多いことが分かりました。

このような社会においては、多様性を尊重した社会づくり、市民の意識づくりが重要です。

また、本市ではこれまでDV防止を目的にDV対策基本計画を策定し、DVの防止や被害者の保護に関する対策を進めてきました。意識調査からは、暴力に対する認識は徐々に改善されていることが分かりますが、DVの被害経験者は約3割にものぼり、依然としてDVに苦しむ人が多いことが分かりました。一方で、被害者救済のきっかけとなる相談窓口の利用は少ない状況です。DV等の暴力の根絶は、依然として重大かつ喫緊の課題であり、一人ひとりの人権がしっかりと守られた社会づくりが必要です。



## 第4次プラン推進のポイント

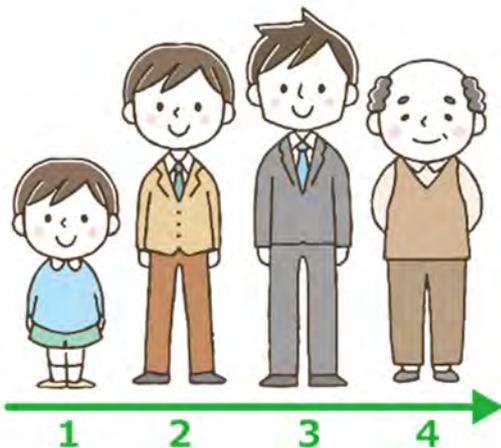
社会動向や本市の男女共同参画、特徴と課題等を踏まえ、第4次プラン推進において特に重要と考えられるポイントを整理します。

### (1) ライフステージ型プランからの転換

第3次プランまでは、男女共同参画が人の一生に密接に関わるものであることを表現するため、乳幼児期から高齢期までを4つの年齢期に分け四つ葉の葉に見立てるとともに、葉の1枚1枚をライフステージとし、性別や年齢期に合わせた施策を展開してきました。しかし、これからは一人ひとりが多様な生き方を自由に選択できる時代です。そのような時代に合わせ、本プランではクローバーの葉を「4つの道しるべ」へと発展させ、性別や年齢を超え、一人ひとりの選択を応援するプランとしています。

#### <第3次プラン>

命を育むから老いを生き・老いを支えるまでの4段階の“ライフステージ”に切り分けたもの



転換期

#### <第4次プラン>

ライフステージにとらわれない、一人ひとりの多様な生き方を尊重した4つの“道しるべ”



## (2) 「楽しむ」という豊田市らしい進め方の導入

本市では、第8次豊田市総合計画、「WE LOVE とよた」条例をスタートさせ、改めて「楽しむ」をキーワードに掲げ、“暮らしを楽しむことができるまち”を目指して、市民・企業・行政が共働して様々な取組を進めています。本プランにおいては、男女共同参画からの発展的転換を目指し、個性や能力の発揮が重要な要素となっています。それらの実現に向けては、強制や義務ではなく、自ら主体的に取り組むことが重要です。そこで、より主体的に、前向きに取り組むためには、この「楽しむ」という要素を目標に加えることで、豊田市らしく明るく積極的に取組を進めることができるものと考えます。

## (3) 市民・企業の主体性と行政主導のバランスある施策展開

市民意識調査から、男女共同参画に関する意識は少しずつ改善されるとともに、企業の取組も充実しつつあることが分かりました。このような意識や取組を今後より一層加速させていくためには、行政からの一方的な事業等の提供ではなく、自主的な活動を行う市民、企業、団体をバックアップしていくことが重要となります。

第3次プランでは、様々な取組を実施しましたが、意識調査の結果、成果指標の達成度をみると、目標の達成に至っていない部分も残っています。そのため、市民意識の醸成や啓発等の面では、引き続き、行政主導による一層の事業推進が求められます。

市民や企業等の主体的な動きへの的確な支援や連携と、市民意識の醸成等、行政主導の積極的な取組とのバランスを図りながら、効果的な施策展開を進めることが求められます。



## 第6章

# 第4次プランの考え方



1 施策の体系

基本理念

男女共同参画社会の実現のための普遍的な考え

道しるべ

基本理念の実現へ向かうための4つの道しるべ

行動指針

基本理念を実現するためにとる手法・進め方

誰もが自分らしく  
楽しく暮らせる社会



行動指針 1

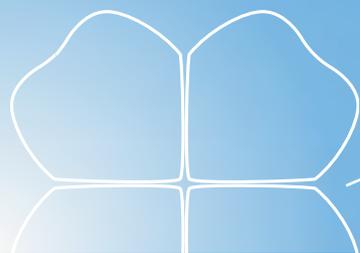
市民や活動団体と行政の共働による取組の推進

行動指針 2

企業や地域と行政が連携した市民活躍の推進

行動指針 3

市民の行動の変化を促す実効性のある取組の推進



重点取組	施策	事業例	 施策に関連する道しるべの番号		
課題を踏まえ、重点的に取り組むこと 取組の実施において心がけるポイント	基本理念実現のために実行する取組	施策の具体的な事業例			
<b>重点取組 1</b>	(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進	地域で開催する男女共同参画促進ワークショップ等	1	2	3
家庭、職場、地域における 固定的性別役割分担の解消、 行動変容の促進	(2) 男女共同参画による子育ての推進	固定的性別役割分担意識解消のための職場・家庭訪問	1	3	
	(3) 女性活躍支援の取組の連携	講座等へのキャリアコンサルタントの派遣	2	3	
【主な視点1】 男女共同参画からの 「発展的転換」 (自分らしさの尊重)	(4) 男女共同参画の意識を育てる教育環境の整備	教職員等に対する研修	1	2	
	(5) 若者への啓発事業の推進	学生の進路選択やキャリアプランに関する教育	1	2	
	(6) 男女共同参画に関する幅広い啓発・気運づくり	女性及び男性応援講座	2		
	(7) 防災における男女共同参画の推進	自主防災会における女性の参画促進	3	4	
<b>重点取組 2</b>	(8) 女性の就業はじめ地域活動への支援	離職中女性の再活動のためのセミナー	2	3	
生涯を通して働ける・ 活躍できる環境づくり	(9) 市民活動活性化のための環境整備	市民活動体験プログラムの実施	2	3	4
	(10) 人材づくりの推進	リカレント教育の推進	2	3	
【主な視点2】 一人ひとりの人生や 生きがいの充実  ☆人生100年時代の 到来を見据える	(11) 生きがい対策の推進	現役男性や中高齢期の生きがい支援	2	3	
	(12) 働き方改革の推進	働き方改革推進のための事業所訪問	3		
	(13) あらゆる分野での女性の参画促進	審議会等への女性委員の登用促進	3		
	(14) 男女の活躍を支えるための保育・介護分野の充実	放課後児童クラブ・家族介護交流	3	4	
(15) こころとからだの健康づくりの推進	こころとからだのケアに関する講座	4			
(16) 安全安心な妊娠や出産のための支援の充実	妊娠や出産についての広報・啓発	4			
<b>重点取組 3</b>	(17) 一人ひとりの活躍機会の創出	全国都市会議のフォローアップ	2	3	4
多様性を受け入れる ダイバーシティ社会 への変容	(18) 人権と性の尊重意識の醸成	性的少数者の理解講座を通じた啓発	1	2	4
	(19) あらゆる暴力の防止	関係機関との連携強化	4		
【主な視点3】 個の多様性を認め、誰もが 生活しやすい社会の実現	(20) DV被害者の安全確保のための保護	DV被害者の相談窓口の運営	4		
	(21) ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の就業支援	4		

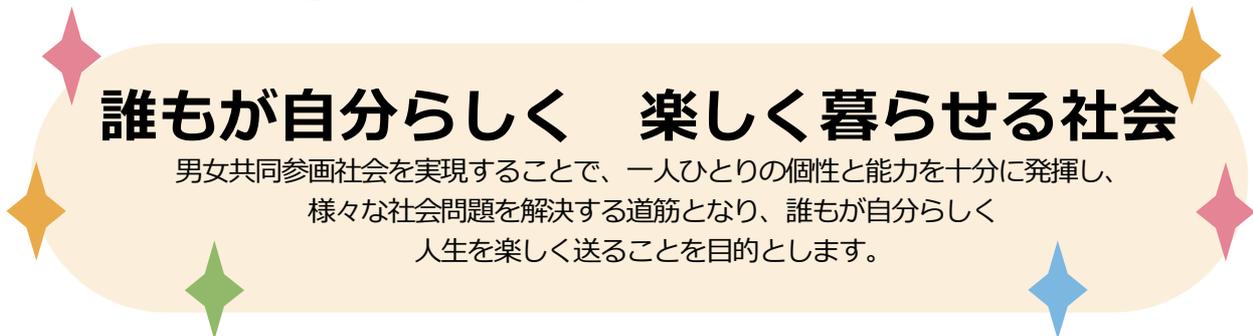
※ 網掛け …新規事業もしくは拡充事業



## 2

## 基本理念（将来像）

本プランでは、第3次プランまでの基本的な考え方を継承するとともに、豊田市らしいまちづくりの考え方も反映した男女共同参画社会を実現することで、男女を問わず「誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会」を構築することを目指します。



### 誰もが自分らしく 楽しく暮らせる社会

男女共同参画社会を実現することで、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、様々な社会問題を解決する道筋となり、誰もが自分らしく人生を楽しく送ることを目的とします。



## 3

## 行動指針

市民一人ひとりが、クローバーの葉が表す「道しるべ」をもとにして、基本理念である「誰もが自分らしく 楽しく暮らせる社会」を実現するために取る手法を、次の3点のとおり行動指針とし、第4次プランを着実に推進します。

### （1）市民や活動団体と行政の共働による取組の推進

- ・市民や市内NPO法人等活動団体の自主性を尊重した取組の推進
- ・意欲のある市民や活動団体と行政の共働による取組の加速

### （2）企業や地域と行政が連携した市民活躍の推進

- ・企業による主体的な取組の推進
- ・企業と行政の連携による、働き方改革の推進
- ・職場のみならず、家庭や地域でも生きがいを感じられるような働きかけの推進

### （3）市民の行動の変化を促す実効性のある取組の推進

- ・市民や活動団体、企業、地域と協力して、より強力に男女共同参画を推進
- ・市民への意識啓発等により、市民の主体性を育成し、行動変容を促進



## 4 四つ葉のクローバーに込められた想い

本プランの基本理念実現のためには、市民一人ひとりが自分も他者も尊重し、**誇りを持って**生きることが大切です。誇りを持っていれば、様々な壁に突き当たった場合も、他者と協力しながら乗り越えることができ、生きる楽しさや喜びもより充実したものになると考えています。本プランでは次に掲げる四つ葉のクローバーを、基本理念「**誰もが自分らしく 楽しく暮らせる社会**」の実現に向かうための、市民一人ひとりの「**道しるべ**」とし、着実な取組を推進します。

### 【四つ葉の1枚目】 個を尊び 育てる

#### ○人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくりの推進

子どもたちをはじめすべての人が男女共同参画や人権、ダイバーシティに対して正しい認識を持ち、将来を通して性別に関わらず個性と能力を発揮できるような教育を推進します。



### 【四つ葉の2枚目】 生き生きと楽しむ

#### ○人生100年時代の到来を見据え、

#### 誰もが生きがいを持って楽しむ環境づくり

あらゆる人が生涯を通して自分らしく輝きを持って生きるための環境づくりを推進します。男女共同参画からの発展的転換の先にある姿として、性別によらず、あらゆる人が生涯を通して幸せや生きる喜びを感じ、自分らしく誇りを持って生きることができる環境づくりを推進します。



### 【四つ葉の3枚目】 共に働き 共に支える

#### ○様々な分野で男女共同参画を実践し、

#### 豊かに過ごせる家庭・職場・地域づくり

一人ひとりが自立し、家庭や職場、地域での役割を果たしながら、自己実現や生きがいづくりに取り組める環境づくりを進めます。また女性の一層の活躍を推進します。



### 【四つ葉の4枚目】 安心して暮らす

#### ○お互いを尊重し、安心して暮らせる社会環境づくり

すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせるように、様々なマイノリティの理解促進や相談等による支援、DV等による人権侵害行為の防止等、市民の安全を支える基盤づくりを促進します。





## 重点取組

課題と推進のポイントを踏まえ、重点取組を以下のように設定します。

### (1) 家庭、職場、地域における固定的性別役割分担の解消、行動変容の促進

男女共同参画に対して自ら主体的かつ前向きに、そして楽しみを感じながら行動できるように促し、考え方（理想）と行動（現実）の差をなくすような取組を進めます。

主な視点	<b>男女共同参画からの「発展的転換」(自分らしさの尊重)</b>
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で開催する男女共同参画促進ワークショップ等</li><li>・固定的性別役割分担意識解消のための職場・家庭訪問</li><li>・講座等へのキャリアコンサルタントの派遣</li></ul>

### (2) 生涯を通して働ける・活躍できる環境づくり

様々なライフイベントに関わらず働き続けられる職場と、それを支える家庭環境をつくります。同時に、家庭、職場、地域等あらゆる場面で自分の個性や能力を存分に発揮でき、楽しさややりがいを感じられる環境づくりを進めます。

主な視点	<b>一人ひとりの人生や生きがいの充実</b>
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・離職中女性の再活動のためのセミナー</li><li>・市民活動体験プログラムの実施</li><li>・リカレント教育の推進</li><li>・現役男性や中高齢期の生きがい支援</li></ul>

### (3) 多様性を受け入れるダイバーシティ社会への変容

性的少数者（LGBT等）をはじめ、多様な個性を持つ市民が自分らしく生き生きと楽しく暮らせるように、多様性を認め合える寛容なダイバーシティ社会の形成に向けた取組を進めます。

主な視点	<b>個の多様性を認め、誰もが生活しやすい社会の実現</b>
具体的な事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・第24回男女共同参画全国都市会議 in とよたのフォローアップ</li><li>・性的少数者（LGBT等）の理解講座を通じた啓発</li></ul>



## 施策の展開

# 第7章 施策の展開



## 事業一覧

事業欄の 女活…女性活躍推進法関連事業 DV…DV防止法関連事業

重点取組	施策	No.	事業	担当課	ページ
重点取組1 家庭、職場、地域における固定的性別役割分担の解消、行動変容の促進	(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進	1	ワークショップ等を通じた自治区の地域活動における男女共同参画の促進（新規）	男女共同参画センター	46
		2	自治区における地域の女性参画についての啓発	地域支援課	
		3	地域会議における女性委員の選任促進	地域支援課	
		4	保護者のための家庭用教育冊子の各戸配布	次世代育成課	
	(2) 男女共同参画による子育ての推進	5	固定的性別役割分担意識の解消のための職場・家庭訪問（新規）	男女共同参画センター	47
		6	男性の家事・子育て・介護講座等を通じた意識の向上 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">女活</span>	男女共同参画センター	
		7	子育てに関する親向け講座等の開催	次世代育成課	
		8	子育てに関する悩みを相談し合う交流会等の開催	次世代育成課	
		9	出産を控えた夫婦の「パパ・ママ教室」への父親の参加促進	子ども家庭課	
	(3) 女性活躍支援の取組の連携	10	男女共同参画センター主催の講座等へのキャリアコンサルタント派遣の実施（新規）	男女共同参画センター 産業労働課	48
		11	男女共同参画センターと女性しごとテラス等の女性支援機関、窓口の連携促進	男女共同参画センター 産業労働課	
		12	各種女性団体との連携	男女共同参画センター	
	(4) 男女共同参画の意識を育てる教育環境の整備	13	電子データ化した副読本やジェンダーマンガ等を活用した小中学校における男女共同参画意識の向上	学校教育課	49
		14	教職員・教育保育職に対する男女共同参画研修等の実施	男女共同参画センター	
		15	人権週間の取組等と連携した教職員に対する男女共同参画意識の向上	学校教育課	
		16	小中学校における「人権を考える集い」の開催	市民相談課	
		17	こども園、小中学校等における「人権移動教室」の実施	市民相談課	

重点取組	施策	No.	事業	担当課	ページ
(重点取組1)	(5) 若者への啓発事業の推進	18	学生の進路選択やキャリアプランに関する教育の実施	男女共同参画センター	50
		19	男女共同参画教材の企画等への高校生ボランティアの参画	男女共同参画センター	
		20	教育機関等と連携した男女共同参画に関する意識の啓発	男女共同参画センター	
		21	理工系分野における女性の参画推進 [女活]	男女共同参画センター	
	(6) 男女共同参画に関する幅広い啓発・気運づくり	22	市民に向けた男女共同参画に関する情報発信	男女共同参画センター	51
		23	男女共同参画の啓発イベントのリニューアル	男女共同参画センター	
		24	女性及び男性応援講座、男女共同参画セミナー、出前講座等の開催	男女共同参画センター	
		25	市民活動団体とのコラボ事業の実施	男女共同参画センター	
	(7) 防災における男女共同参画の推進	26	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発	防災対策課 男女共同参画センター	52
		27	自主防災会における女性の参画促進	防災対策課	
		28	災害対策の方針決定過程への女性の参画促進	防災対策課	
	重点取組2 生涯を通して働ける・活躍できる環境づくり	(8) 女性の就業はじめ地域活動への支援	29	女性の「働く」を支援する講座等の開催(拡充) [女活]	産業労働課 男女共同参画センター
30			離職中女性の再活動に向けたセミナー等の実施 [女活]	男女共同参画センター	
31			女性の昇進意欲向上のためのステップアップ講座等の開催 [女活]	男女共同参画センター	
32			女性の活躍支援に関する情報提供 [女活]	男女共同参画センター	
(9) 市民活動活性化のための環境整備		33	男女共同参画センターと市民活動センターの連携による市民活動体験プログラムの実施(新規)	男女共同参画センター 市民活動センター	54
(10) 人材づくりの推進		34	リカレント教育の推進(新規)	男女共同参画センター	55
(11) 生きがい対策の推進		35	現役男性や中高齢期の生きがい支援(新規)	男女共同参画センター	56
		36	シニアアカデミーや高齢者クラブ等高齢期の活動の充実	市民活躍支援課	
		37	高齢期を豊かにする生きがいづくりのための地域活動の担い手育成	市民活躍支援課	

重点取組	施策	No.	事業	担当課	ページ
(重点取組2)	(12) 働き方改革の推進	38	働き方改革推進のための事業所訪問の実施 [女活]	産業労働課	57
		39	働き方改革アドバイザー・講師派遣事業の実施 [女活]	産業労働課	
		40	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度の実施 [女活]	産業労働課	
		41	ワーク・ライフ・バランスキャンペーンの実施	男女共同参画センター	
		42	公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度の認定 [女活]	契約課 男女共同参画センター	
	(13) あらゆる分野での女性の参画促進	43	「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性比率調査等の実施	地域支援課	58
		44	地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘	男女共同参画センター	
		45	審議会等への女性委員の登用促進	行政改革推進課	
	(14) 男女の活躍を支えるための保育・介護分野の充実	46	待機児童への対応 [女活]	保育課	59
		47	休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実 [女活]	保育課	
		48	病児保育事業の充実	保育課	
		49	放課後児童クラブの充実 [女活]	次世代育成課	
		50	介護離職を防ぐための環境整備に向けた取組の推進 [女活]	男女共同参画センター	
		51	高齢期を健康に過ごすための介護予防の推進	地域保健課	
		52	家族で介護を行う人への家族介護交流事業、認知症介護家族会の実施	高齢福祉課	
	(15) こころとからだの健康づくりの推進	53	女性及び男性のための相談事業の実施及び相談窓口の周知	男女共同参画センター	60
		54	こころとからだのケアに関する講座等の実施	男女共同参画センター	
		55	こころの健康づくりの推進	保健部総務課	
		56	女性特有の病気等に関する対応	保健部総務課	
	(16) 安全安心な妊娠や出産のための支援の充実	57	妊娠や出産についての広報・啓発	子ども家庭課	61
58		不妊に関する相談や治療費助成等の支援	子ども家庭課		
59		妊婦健康診査の実施及び受診の重要性の周知	子ども家庭課		
60		働く妊婦のための母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進と普及	子ども家庭課		

重点取組	施策	No.	事業	担当課	ページ
重点取組3 多様性を受け入れるダイバーシティ社会への変容	(17) 一人ひとりの活躍機会の創出	61	「第24回男女共同参画全国都市会議inとよた」のフォローアップ(新規)	男女共同参画センター	62
	(18) 人権と性の尊重意識の醸成	62	性的少数者(LGBT等)の理解講座による啓発(新規)	男女共同参画センター	63
		63	くらしの人権相談の実施	市民相談課	
		64	中学生のための思春期教育事業の開催	子ども家庭課	
		65	子どもの権利学習プログラムの実施	次世代育成課	
	(19) あらゆる暴力の防止	66	DV被害の早期発見と相談機能の強化 [DV]	子ども家庭課	64
		67	関係機関との連携・強化及びネットワーク機能の充実 [DV]	男女共同参画センター	
		68	DVやハラスメント、ストーカー防止のための教育・啓発の実施 [DV]	男女共同参画センター	
	(20) DV被害者の安全確保のための保護	69	DV被害者のための相談窓口の適切な運営と周知	男女共同参画センター	65
		70	DV被害者の安全確保と安心な自立支援 [DV]	男女共同参画センター	
		71	子どもがいる家庭の緊急時の安全確保と一時保護の実施 [DV]	子ども家庭課	
		72	高齢者、障がい者及び女性の緊急時の安全確保と一時保護の実施 [DV]	福祉総合相談課	
	(21) ひとり親家庭の自立支援	73	母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び母子・父子家庭自立支援給付金の支給による支援 [DV]	子ども家庭課	66
		74	ひとり親相談の推進(母子・父子自立支援員事業) [DV]	子ども家庭課	
75		ひとり親家庭への就業支援(ひとり親家庭就業支援事業) [DV]	子ども家庭課		
市職員への取組		76	特定事業主行動計画の確実な推進	人事課	67
		77	ワーク・ライフ・バランスキャンペーン事業の実施	男女共同参画センター	
		78	市職員の男女共同参画研修の実施	男女共同参画センター	



## 2 具体的施策と主な事業

### 重点取組 1

### 家庭、職場、地域における固定的性別役割分担の解消、行動変容の促進

#### (1) 家庭や地域における男女共同参画の推進

家庭や地域における固定的性別役割分担意識を解消し、女性をはじめとした多様な人が活躍できるように、男女共同参画を着実に推進します。

No.	事業	内容	担当課
1	ワークショップ等を通じた自治区の地域活動における男女共同参画の促進(新規)	男女共同参画をテーマにしたワークショップ等を地域で開催し、男女共同参画による地域活動の気運の醸成を図ります。	男女共同参画センター
2	自治区における地域の女性参画についての啓発	地域における意思決定の場への女性参画や役員選任を促進するために、全自治区長を対象に「男女共同参画推進」に関する啓発を実施します。	地域支援課
3	地域会議における女性委員の選任促進	2年に1回実施している地域会議委員の選考について、手続要領に基づき、公募委員の積極的活用、年齢構成、地域性等とともに「男女比率」(30%目標)に配慮した選考に努めます。	地域支援課
4	保護者のための家庭用教育冊子の各戸配布	保護者の家庭教育力の向上に向けた情報誌「親ノート」を、小中学生の保護者に配布します。	次世代育成課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「家庭生活では男女平等である」と回答した人の割合	25.9%	30%
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「地域社会の場は男女平等である」と回答した人の割合	23.8%	30%

## (2) 男女共同参画による子育ての推進

男性が夫婦共同による家事・子育てについて考え、行動しやすいように、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、職場環境の改善や家庭での役割の再分担等の機会の創出を実施します。

No.	事業	内容	担当課
5	固定的性別役割分担意識の解消のための職場・家庭訪問（新規）	固定的性別役割分担意識の解消のために、直接職場や家庭へ訪問し、夫婦の役割分担について考え・行動する機会を創出します。	男女共同参画センター
6	男性の家事・子育て・介護講座等を通じた意識の向上	日常生活の中で家事・子育て・介護に参加することが少ない男性を対象に必要な知識と技術の習得と、家庭との関わり方の見直しを目的に、男性を対象とした講座を開催します。	男女共同参画センター
7	子育てに関する親向け講座等の開催	子育てに関する親向け講座「家庭教育講座」等を開催します。	次世代育成課
8	子育てに関する悩みを相談し合う交流会等の開催	地域において、子育てに関する悩みを相談し合う「親育ち交流カフェ」等を開催します。	次世代育成課
9	出産を控えた夫婦の「パパ・ママ教室」への父親の参加促進	夫婦が子育てについて学ぶ場としてパパ・ママ教室を開催します。男女がともに子育てに関わることの大切さを伝えるため、特に父親の参加を促進します。	子ども家庭課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の夫婦の役割分担の問において、「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	35.4%	45%
市民意識調査の夫婦の役割分担の問において、「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	25.6%	35%

### (3) 女性活躍支援の取組の連携

家庭・職場・地域における女性の様々な困りごとや悩みごとを解決することを目的に、各支援機関による相互の連携により、女性活躍につなげる事業を展開します。

No.	事業	内容	担当課
10	男女共同参画センター主催の講座等へのキャリアコンサルタント派遣の実施（新規）	男女共同参画センターで主催する講座やセミナー等に女性しごとテラスのキャリアコンサルタントを派遣し、離職中の女性が一步踏み出す機会をつくれます。	男女共同参画センター 産業労働課
11	男女共同参画センターと女性しごとテラス等の女性支援機関、窓口の連携促進	男女共同参画センターと女性しごとテラス等の女性支援機関、窓口の連携を強化します。	男女共同参画センター 産業労働課
12	各種女性団体との連携	女性の社会参画促進のために相互援助活動を行う女性団体を支援します。また、女性団体間の情報共有や意見交換の場を設定します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
講座やセミナー等のアンケートにおいて、男女共同参画センターや女性しごとテラスを「利用したい」と回答した人の割合	-	70%

## (4) 男女共同参画の意識を育てる教育環境の整備

学校における講座や講演会、教材の配信、教職員等への研修を実施し、男女共同参画の意識が育つ教育環境を形成します。

No.	事業	内容	担当課
13	電子データ化した副読本やジェンダーマンガ等を活用した小中学校における男女共同参画意識の向上	小中学校において男女共同参画の視点を持った教育を行うため、絵本や副読本、ジェンダーマンガ等を活用した意識の向上を図ります。	学校教育課
14	教職員・教育保育職に対する男女共同参画研修等の実施	保育の場や学校教育に携わる職員に対して、男女共同参画を正しくとらえ、ジェンダーに縛られず、人として良き徳性を身に付けることが大切という視点を身に付けるための研修等を実施します。	男女共同参画センター
15	人権週間の取組等と連携した教職員に対する男女共同参画意識の向上	人権週間の取組等と連携して、男女共同参画の啓発を行い、教職員の意識の向上を図ります。	学校教育課
16	小中学校における「人権を考える集い」の開催	人権意識の高揚を図るため、小中学校で児童・生徒と保護者、教職員、地域住民を対象に講演会を開催します。また、児童・生徒を対象に人権擁護委員によるワークショップを実施します。	市民相談課
17	こども園、小中学校等における「人権移動教室」の実施	人権を大切にする心を育むことを目的に、人権擁護委員がこども園、小中学校等でDVD視聴、人権クイズ、人権かるた等で人権学習を実施します。	市民相談課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「学校教育の場は男女平等である」と回答した人の割合	50.2%	55%

## (5) 若者への啓発事業の推進

ジェンダーが根づく前に若者の男女共同参画の意識を高めるため学習や啓発の機会を提供するとともに、性差によらない活躍ができる環境づくりを促進します。

No.	事業	内容	担当課
18	学生の進路選択やキャリアプランに関する教育の実施	学生が男女共同参画の視点に立ったキャリアプランを形成できるよう、プログラムの作成や専門講師の派遣、授業内容について検討・実施します。	男女共同参画センター
19	男女共同参画教材の企画等への高校生ボランティアの参画	高校生ボランティアと連携して、男女共同参画センターで使用する啓発用のジェンダーDVD等の企画作成を行います。	男女共同参画センター
20	教育機関等と連携した男女共同参画に関する意識の啓発	市内・近隣の大学、学生等と連携し、男女共同参画の啓発素材の作成やワークショップ、講演会、キャリアプラン等に関するセミナーを実施します。	男女共同参画センター
21	理工系分野における女性の参画推進	学生、保護者、教職員に対し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択、キャリアプランについて理解を深める取組を実施し、女性の理工系分野への進路選択を支援します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「学校教育の場は男女平等である」と回答した人の割合（再掲）	50.2%	55%

## (6) 男女共同参画に関する幅広い啓発・気運づくり

男女共同参画に関する正しい理解や気運の醸成を促進することを目的として、情報発信ツールの活用や、市民活動団体と連携しながら、様々な講座やイベントを実施します。

No.	事業	内容	担当課
22	市民に向けた男女共同参画に関する情報発信	日常生活における男女共同参画を推進するために情報誌を配布します。ホームページやSNSを有効に活用することで、市民に有益な情報を発信します。	男女共同参画センター
23	男女共同参画の啓発イベントのリニューアル	家族で男女共同参画について考えるよう講演会等のイベントを開催します。現在開催している各種イベントについて見直しを行い、より充実したものとします。	男女共同参画センター
24	女性及び男性応援講座、男女共同参画セミナー、出前講座等の開催	男女共同参画社会を実現するため、女性応援講座、男性応援講座、男女共同参画セミナー等様々な講座を開催し、市民の男女共同参画意識を高めます。	男女共同参画センター
25	市民活動団体とのコラボ事業の実施	市民活動団体が企画する男女共同参画の視点での事業の活性化のために講師料助成、企画のPR活動、会場貸出等の支援をします。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「自身や家族の男女共同参画に関する理解が深まったと思う」と回答した人の割合	29.7%	35%
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「社会通念・慣習やしきたりは男女平等である」と回答した人の割合	10.6%	14%

## (7) 防災における男女共同参画の推進

女性の視点による防災対策の必要性の意識をより浸透させ、男女双方の立場を尊重した防災・災害時対策の体制整備を進めます。

No.	事業	内容	担当課
26	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発	日頃の備えや災害時の応急復旧活動や避難所運営等、あらゆる防災対策に女性の視点が反映され、また性別や年齢に関わらず誰もが活躍できるよう、地域における防災セミナーや防災訓練開催等の機会をとらえて啓発を行います。	防災対策課 男女共同参画センター
27	自主防災会における女性の参画促進	定期総会や研修会での啓発を通し、自主防災会の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。	防災対策課
28	災害対策の方針決定過程への女性の参画促進	男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、豊田市防災会議等への女性の参画を促進します。	防災対策課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の地域の防災（災害対策）活動の間において、「防災対策等に女性の視点を含める必要がある」と回答した人の割合	47.7%	65%

## 重点取組 2

### 生涯を通して働ける・活躍できる環境づくり

#### (8) 女性の就業はじめ地域活動への支援

女性の継続就労や地域活動に向けた支援を引き続き実施し、家庭と仕事の両立支援を柱として、女性の様々なライフスタイルの考え方に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
29	女性の「働く」を支援する講座等の開催（拡充）	女性の多様な「働く」を総合的に支援するため、女性しごとテラスにおいて、キャリアカウンセリングのほか、セミナー、交流会、相談会及びジョブトレーニング、インターンシップ等を実施します。	産業労働課 男女共同参画センター
30	離職中女性の再活動に向けたセミナー等の実施	結婚や出産を機に離職中の女性の再就労や地域活動への意識醸成を図るマインドアップセミナー等を開催します。	男女共同参画センター
31	女性の昇進意欲向上のためのステップアップ講座等の開催	将来のキャリア像や昇進等について悩みを抱えている女性を対象に、仕事に自信をつけてキャリアアップするためのスキルを学ぶ講座等を開催します。	男女共同参画センター
32	女性の活躍支援に関する情報提供	就労を希望する女性に向けて、本人の希望に合った講座やセミナー、各種制度の案内等をSNS、ホームページ、フリーペーパーにより発信します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の関わりの間において、「女性も積極的に仕事をする」に「そうしている」と回答した人の割合	21.5%	30%
市民意識調査の男女の関わりの間において、「女性も積極的に地域活動に参加する」に「そうしている」と回答した人の割合	13.2%	20%

## (9) 市民活動活性化のための環境整備

人生 100 年時代の到来において、仕事以外にも何かチャレンジしたい市民及び市民活動団体を対象に、気軽に市民活動を行うことができる取組を実施し、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりをします。

No.	事業	内容	担当課
33	男女共同参画センターと市民活動センターの連携による市民活動体験プログラムの実施（新規）	男女共同参画の発展的転換として、市民活動体験プログラムを検討し、市民活動を活性化させます。	男女共同参画センター 市民活動センター

指標	現状値	目標値
市民意識調査の家庭の外（仕事以外）での活動状況の問において、「何らかの活動を行っている」と回答した人の割合（「活動していない」と回答した人以外の割合）	41.4%	50%

## (10) 人材づくりの推進

出産や育児等の理由によりキャリアが途絶えてしまった女性が、再び社会で活躍できるように、働くことに限定せず、幅広い視点による意欲醸成を提供します。

No.	事業	内容	担当課
34	リカレント教育の推進 (新規)	一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できるよう、生涯を通じた教育を支援する「リカレント教育」を推進し、新しい知識を身に付け、スキルアップへつながることを目指します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
リカレント教育の講座等のアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%

## (11) 生きがい対策の推進

第3次プランで推進した「女性に対する起業支援」に加え、新たに現役男性や中高齢期に対しても「パラレルキャリア」や「スキルシェア」の講座等を通して、生きがいづくりを支援します。

No.	事業	内容	担当課
35	現役男性や中高齢期の生きがい支援（新規）	現役男性向けに、趣味等を仕事へつなぐ「パラレルキャリア」を提案します。また、中高齢者向けに、自分にできることは何かを考え、これまでとこの先を見つめ直すきっかけとして「スキルシェア」の講座等を開きます。	男女共同参画センター
36	シニアアカデミーや高齢者クラブ等高齢期の活動の充実	シニアアカデミーや高齢者クラブ等、高齢者の生きがいづくり活動や団体活動を通して、心身ともに豊かに高齢期を過ごすための支援をします。	市民活躍支援課
37	高齢期を豊かにする生きがいづくりのための地域活動の担い手育成	地域における高年齢者の活動の充実と継続を図るため、シニアアカデミー卒業生等を対象とした、地域活動のノウハウを持つ高年齢者育成のためのプログラムの実施について検討します。	市民活躍支援課

指標	現状値	目標値
生きがい支援のための講座等のアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%
市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「高齢者の健康や生きがいづくりへの取組」に「満足」と回答した人の割合	16.6%	20%

## (12) 働き方改革の推進

家庭と仕事の両立についての問題解決を図るため、職場における長時間労働の改善や男性中心型労働慣行の是正に向けた取組を、事業者と連携して進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

No.	事業	内容	担当課
38	働き方改革推進のための事業所訪問の実施	女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの必要性、育児・介護休業制度の促進、勤務時間の短縮等の啓発を事業所訪問を通して実施します。	産業労働課
39	働き方改革アドバイザー・講師派遣事業の実施	企業における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進等について、働き方アドバイザー及び専門の講師を派遣します。	産業労働課
40	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進を含めた、働き方改革に積極的に取り組む市内事業所を表彰することで、取組意欲喚起と先進事例の普及啓発を図ります。	産業労働課
41	ワーク・ライフ・バランスキャンペーンの実施	市民活動団体との協働により、市民や市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした啓発活動を実施します。	男女共同参画センター
42	公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度の認定	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、市事業の入札にあたって、男女共同参画社会に貢献する制度の認定をするとともに多くの事業所が利用しやすいよう周知します。	契約課 男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「職場は男女平等である」と回答した人の割合	16.9%	20%

## (13) あらゆる分野での女性の参画促進

男女差のない人材起用の促進のため、女性の人材育成の取組を実施し、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

No.	事業	内容	担当課
43	「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性比率調査等の実施	自治区における女性の参画状況の把握を目的とした、自治区の役員に占める女性比率や、女性会の活動に関する調査を3年に1回実施します。その現状を周知することでより一層女性の参画に対する意識を啓発します。	地域支援課
44	地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘	政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するために人材養成講座を開催します。	男女共同参画センター
45	審議会等への女性委員の登用促進	公募委員についての市民の理解を深め、性差に関係なく審議会に参画する機会を創出することに努めます。男性及び女性の割合が構成委員数の30%以上になるように努めます。	行政改革推進課

指標	現状値	目標値
審議会等における女性委員の選任比率	27%	30%
「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性の平均比率	11%	13%

## (14) 男女の活躍を支えるための保育・介護分野の充実

現役世代の多様な働き方の実現や高齢期の生きがい充実のため、家庭と仕事の両立等の支援の充実を図っていきます。

No.	事業	内容	担当課
46	待機児童への対応	こども園において、低年齢児（0～2歳）の受け入れ態勢を強化することで、子育て家庭の仕事・家庭・地域社会の両立の実現を支援します。	保育課
47	休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実	日曜日・祝日に保育を行う休日保育、緊急的・一時的に保育を行う一時保育の充実を図ります。	保育課
48	病児保育事業の充実	保育士や看護師とともに専用の保育室で保育を行う病児・病後児保育事業の充実を図ります。	保育課
49	放課後児童クラブの充実	放課後や長期休暇時に、原則小学校1年生から4年生までの就労家庭の児童を放課後児童クラブにて受け入れます。放課後における子どもの健全な育成を支援するため、放課後児童施設の実施環境整備や支援員の質の向上等によりクラブの充実を図ります。	次世代育成課
50	介護離職を防ぐための環境整備に向けた取組の推進	介護と仕事の両立に向けた取組を進めるため、情報誌等による啓発や、講座等を実施し、介護離職を防ぐための取組を推進します。	男女共同参画センター
51	高齢期を健康に過ごすための介護予防の推進	今後、より一層進むことが予想される高齢化を見据え、男女がともに健康で自立した高齢期の生活を送ることができるよう、身近な地域において介護予防事業を実施します。	地域保健課
52	家族で介護を行う人への家族介護交流事業、認知症介護家族会の実施	家族で介護を行う人同士の交流事業や認知症介護家族会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「保育サービス等子育て支援の充実」に「満足」と回答した人の割合	17.6%	20%
市民意識調査の仕事と介護の両立についての問において、「できるだけ両立したい」と回答した人の割合	32.9%	35%

## (15) こころとからだの健康づくりの推進

誰もが生涯を通して、安心して過ごせるよう、こころとからだの健康増進を図り、性別特有の病気の検診の実施や定期健診の受診等の啓発を行います。

No.	事業	内容	担当課
53	女性及び男性のための相談事業の実施及び相談窓口の周知	専門の相談員により、女性が抱える様々な悩みに対応する電話相談（クローバーコール）と面談相談を実施します。また、家庭や職場での専門相談員による男性のための電話相談（メンズコール）を実施します。	男女共同参画センター
54	こころとからだのケアに関する講座等の実施	パートナーと自分の関係を見直すきっかけづくりを目的とした、モラル・ハラスメント等の精神的なDVを中心とした講座等を実施します。	男女共同参画センター
55	こころの健康づくりの推進	こころの健康づくりの推進のため、相談窓口一覧の配布や啓発活動等を実施します。特に、働く世代への対応が必要となっていることから、職域分野と連携を図りながら事業を推進します。	保健部総務課
56	女性特有の病気等に関する対応	女性特有の疾患である乳がん・子宮頸がんについての疾病の早期発見、早期治療のために受診機会を設け、定期的に検診を受診するよう促進します。	保健部総務課

### 指標

市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「家庭や職場における、男女のこころとからだの健康に対する取組」に「満足」と回答した人の割合

### 現状値

-

### 目標値

15%



## (16) 安全安心な妊娠や出産のための支援の充実

妊婦の健康に対する取組を引き続き実施し、安全安心な妊娠・出産を迎えることができるような体制づくりに努めます。

No.	事業	内容	担当課
57	妊娠や出産についての広報・啓発	妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発するマタニティマークの利用を促進し、理解を深めます。	子ども家庭課
58	不妊に関する相談や治療費助成等の支援	妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、相談・支援を行います。	子ども家庭課
59	妊婦健康診査の実施及び受診の重要性の周知	妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を実施します。	子ども家庭課
60	働く妊婦のための母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進と普及	働く妊婦や事業所、医師に対して母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促し、妊婦にとって働きやすい職場環境整備の理解を進めます。	子ども家庭課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「妊婦の健康に対する取組」に「満足」と回答した人の割合	22.7%	27%

### 重点取組 3

## 多様性を受け入れるダイバーシティ社会への変容

### (17) 一人ひとりの活躍機会の創出

「第 24 回男女共同参画全国都市会議 in とよた」が終了し、会議内で浮かび上がった課題をさらに進めていくため、男女共同参画、働き方改革、性的少数者（LGBT等）、女性活躍等に関する幅広い分野でのイベントを開催します。

No.	事業	内容	担当課
61	「第 24 回男女共同参画全国都市会議 in とよた」のフォローアップ(新規)	「第 24 回男女共同参画全国都市会議 in とよた」のフォローアップとして、男女共同参画、働き方改革、性的少数者（LGBT等）、女性活躍等に関するイベントを開催します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
フォローアップイベントのアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%

## (18) 人権と性の尊重意識の醸成

人権や性に対して正しい認識が深まるよう、教育や相談、意識啓発の充実を図ります。特に多様な性のあり方への理解を広め、一人ひとりが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

No.	事業	内容	担当課
62	性的少数者（LGBT等）の理解講座による啓発（新規）	多様な個性を受け入れ、誰もが活躍できる社会への推進の一環として、性的少数者（LGBT等）に対する理解を広めるため、啓発活動や講演を開催します。	男女共同参画センター
63	くらしの人権相談の実施	いじめ、差別、嫌がらせ等の人権に関することについて、「くらしの人権」相談を人権擁護委員が月2回実施します。	市民相談課
64	中学生のための思春期教育事業の開催	赤ちゃんとのふれあい体験や、自分のこころとからだの変化や性について正しく理解し、男女が互いに尊重し合う気持ちを養うことを目的とした思春期教室を開催します。	子ども家庭課
65	子どもの権利学習プログラムの実施	人権侵害行為を助長する内容を含む情報を鵜呑みにすることがないように、また自らが人権侵害行為の加害者にならないことがないように、青少年のメディア・リテラシーの向上を図ります。保護者に対してもスマートフォン等の適切な利用方法について普及・啓発します。	次世代育成課

指標	現状値	目標値
市民意識調査の性的少数者（LGBT等）に関する問において、性的少数者の方々にとって偏見や差別等により生活しづらい社会だと「思わない」と回答した人の割合	4.7%	10%

## (19) あらゆる暴力の防止

DV被害者救済の機会となる相談窓口の利用を促進するとともに、相談機能の充実や教育・啓発の講座を実施し、DV防止に向けた対策に取り組みます。

No.	事業	内容	担当課
66	DV被害の早期発見と相談機能の強化	児童虐待やDV等の早期発見や適切な保護が実施できるよう関係機関との連携・協力体制の強化を図り、要保護児童・DV対策協議会を開催します。	子ども家庭課
67	関係機関との連携・強化及びネットワーク機能の充実	DV対策部会実務者会議を開催し、関係機関と情報共有を図ります。	男女共同参画センター
68	DVやハラスメント、ストーカー防止のための教育・啓発の実施	相談窓口の情報等を掲載した啓発グッズを市内公共施設や病院、企業、ショッピングセンター等に協力を依頼し、設置します。DV防止月間に合わせて講座を開催します。	男女共同参画センター

指標	現状値	目標値
日常における男女の意識と実態に関する調査において、DVについて相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合	36.6%	45%
日常における男女の意識と実態に関する調査において、配偶者や恋人からの暴力を経験したことがない人の割合	69.3%	75%

## (20) DV被害者の安全確保のための保護

DV被害者の安全確保のための、一時避難場所の提供等の支援に取り組みます。

No.	事業	内容	担当課
69	DV被害者のための相談窓口の適切な運営と周知	市民に身近な相談窓口の適切な運用をします。情報誌等を市内事業所や自治区等へ配布し、DV相談窓口に関する情報を周知します。	男女共同参画センター
70	DV被害者の安全確保と安心な自立支援	相談事業において、自立支援に係る情報提供や助言を行います。被害者が安心して情報提供や支援が受けられるよう、各種相談窓口と関係課との連携を図ります。	男女共同参画センター
71	子どもがいる家庭の緊急時の安全確保と一時保護の実施	子どもがいる家庭のDV被害者に対し、保護を求めたときから一時保護施設に入所するまでの安全を確保します。被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めるために、同行支援を実施します。	子ども家庭課
72	高齢者、障がい者及び女性の緊急時の安全確保と一時保護の実施	高齢者、障がい者及び女性のDV被害者に対し、保護を求めたときから一時保護施設に入所するまでの安全を確保し、被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めるために、同行支援を実施します。	福祉総合相談課

指標	現状値	目標値
日常における男女の意識と実態に関する調査において、DVについて相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合（再掲）	36.6%	45%
市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「女性のさまざまな悩みを気軽に相談できる相談体制の充実」に「満足」と回答した人の割合	8.1%	13%

## (21) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、母子・父子家庭の母親や父親・寡婦に対して、就業相談、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等の支援の充実を図ります。

No.	事業	内容	担当課
73	母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び母子・父子家庭自立支援給付金の支給による支援	母子・父子家庭や寡婦家庭への就学資金、技能習得資金等の貸付を行うとともに、自立支援給付金を支給します。母子家庭・父子家庭の親が就職に有利な資格等の取得のための自立支援給付金を支給します。	子ども家庭課
74	ひとり親相談の推進（母子・父子自立支援員事業）	ひとり親の生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を総合的に行い、ひとり親世帯の自立を支援するため、母子・父子自立支援員により、福祉資金の貸付を含めた各種相談事業を推進します。	子ども家庭課
75	ひとり親家庭への就業支援（ひとり親家庭就業支援事業）	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、母子家庭・父子家庭の母親や父親・寡婦に対して、就業相談、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを実施します。	子ども家庭課

指標	現状値	目標値
就業支援講習会の受講者の就業率	70%	100%



## 市職員への取組

市役所内において、働き方改革の実現を図り、職場環境の整備に努めます。

No.	事業	内容	担当課
76	特定事業主行動計画の確実な推進	業務効率化・生産性向上を目指した職場環境づくり、性別に関わりない職務の機会付与とキャリア形成、子育て・介護世代の両立支援を推進することで、職員の誰もが「働きやすさ」や「働きがい」を感じながら働ける環境を整備します。	人事課
77	ワーク・ライフ・バランスキャンペーン事業の実施	国や県の推進時期に合わせ、市役所内や公共施設でのポスター掲示や定時退庁依頼を行い、ワーク・ライフ・バランスの周知と実践を推進します。	男女共同参画センター
78	市職員の男女共同参画研修の実施	職員の男女共同参画意識醸成のため、新規採用職員向けの研修を実施します。	男女共同参画センター



## 指標一覧

(全体指標)

指標	現状値	目標値
市民意識調査の男女の地位の平等観の問において男女が「平等である」と回答した人の割合	23%	30%

(施策指標)

### 重点取組1 家庭、職場、地域における固定的性別役割分担の解消、行動変容の促進

施策	指標	現状値	目標値
(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「家庭生活では男女平等である」と回答した人の割合	25.9%	30%
	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「地域社会の場は男女平等である」と回答した人の割合	23.8%	30%
(2) 男女共同参画による子育ての推進	市民意識調査の夫婦の役割分担の問において、「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	35.4%	45%
	市民意識調査の夫婦の役割分担の問において、「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	25.6%	35%
(3) 女性活躍支援の取組の連携	講座やセミナー等のアンケートにおいて、男女共同参画センターや女性しごとテラスを「利用したい」と回答した人の割合	-	70%
(4) 男女共同参画の意識を育てる教育環境の整備	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「学校教育の場は男女平等である」と回答した人の割合	50.2%	55%
(5) 若者への啓発事業の推進	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「学校教育の場は男女平等である」と回答した人の割合(再掲)	50.2%	55%
(6) 男女共同参画に関する幅広い啓発・気運づくり	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「自身や家族の男女共同参画に関する理解が深まったと思う」と回答した人の割合	29.7%	35%
	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「社会通念・慣習やしきたりは男女平等である」と回答した人の割合	10.6%	14%
(7) 防災における男女共同参画の推進	市民意識調査の地域の防災(災害対策)活動の問において、「防災対策等に女性の視点を含める必要がある」と回答した人の割合	47.7%	65%

## 重点取組2 生涯を通して働ける・活躍できる環境づくり

施策	指標	現状値	目標値
(8) 女性の就業はじめ 地域活動への支援	市民意識調査の男女の関わりの問において、「女性も積極的に仕事をする」に「そうしている」と回答した人の割合	21.5%	30%
	市民意識調査の男女の関わりの問において、「女性も積極的に地域活動に参加する」に「そうしている」と回答した人の割合	13.2%	20%
(9) 市民活動活性化の ための環境整備	市民意識調査の家庭の外（仕事以外）での活動状況の問において、「何らかの活動を行っている」と回答した人の割合（「活動していない」と回答した人以外の割合）	41.4%	50%
(10) 人材づくりの推進	リカレント教育の講座等のアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%
(11) 生きがい対策の推進	生きがい支援のための講座等のアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%
	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「高齢者の健康や生きがいづくりへの取組」に「満足」と回答した人の割合	16.6%	20%
(12) 働き方改革の推進	市民意識調査の男女の地位の平等観の問において、「職場は男女平等である」と回答した人の割合	16.9%	20%
(13) あらゆる分野での 女性の参画促進	審議会等における女性委員の選任比率	27%	30%
	「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性の平均比率	11%	13%
(14) 男女の活躍を 支えるための保育・ 介護分野の充実	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「保育サービス等子育て支援の充実」に「満足」と回答した人の割合	17.6%	20%
	市民意識調査の仕事と介護の両立についての問において、「できるだけ両立したい」と回答した人の割合	32.9%	35%
(15) こころとからだの 健康づくりの推進	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「家庭や職場における、男女のこころとからだの健康に対する取組」に「満足」と回答した人の割合	-	15%
(16) 安全安心な妊娠や 出産のための支援 の充実	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「妊婦の健康に対する取組」に「満足」と回答した人の割合	22.7%	27%

### 重点取組3 多様性を受け入れるダイバーシティ社会への変容

施策	指標	現状値	目標値
(17) 一人ひとりの活躍 機会の創出	フォローアップイベントのアンケートにおいて、「満足」と回答した人の割合	-	80%
(18) 人権と性の尊重意識 の醸成	市民意識調査の性的少数者(LG B T等)に関する問において、性的少数者の方々にとって偏見や差別等により生活しづらい社会だと「思わない」と回答した人の割合	4.7%	10%
(19) あらゆる暴力の防止	日常における男女の意識と実態に関する調査において、DVについて相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合	36.6%	45%
	日常における男女の意識と実態に関する調査において、配偶者や恋人からの暴力を経験したことがない人の割合	69.3%	75%
(20) DV被害者の安全 確保のための保護	日常における男女の意識と実態に関する調査において、DVについて相談できる窓口があることを「知っている」と回答した人の割合(再掲)	36.6%	45%
	市民意識調査の市の取組の評価に関する問において、「女性のさまざまな悩みを気軽に相談できる相談体制の充実」に「満足」と回答した人の割合	8.1%	13%
(21) ひとり親家庭の 自立支援	就業支援講習会の受講者の就業率	70%	100%



## 計画の推進体制



## 1 計画の推進体制

男女共同参画が関連する施策は多方面にまたがるため、行政内の関連する部署や企業関係者、教育関係者、市民等と連携を密にすることが重要です。男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本プランを実効性のあるものとしていくために、市役所の男女共同参画の推進組織となる「豊田市男女共同参画推進会議」を中心に、連携を図りながら適正な進行管理を行います。

### (1) 市民参画

男女共同参画に関する市民意識調査を定期的実施し、市民の意識と実態の把握に努め、本市の男女共同参画の現状を研究するとともに公表します。また、男女共同参画の進むべき方向や取組について、日頃男女共同参画に関係の深いNPO法人や市民活動団体等へヒアリングを行い、プランへ反映させます。

### (2) 豊田市男女共同参画推進懇話会

市民や有識者で構成する「豊田市男女共同参画推進懇話会」を定期的開催し、市民の意見を男女共同参画施策に反映させます。年度ごとに実施する施策・事業、数値目標等の進行管理については、その結果を「豊田市男女共同参画推進懇話会」に示すことで市民視点からの評価を行い、その結果を受けて、施策や事業の改善につなげます。

### (3) 豊田市男女共同参画推進会議

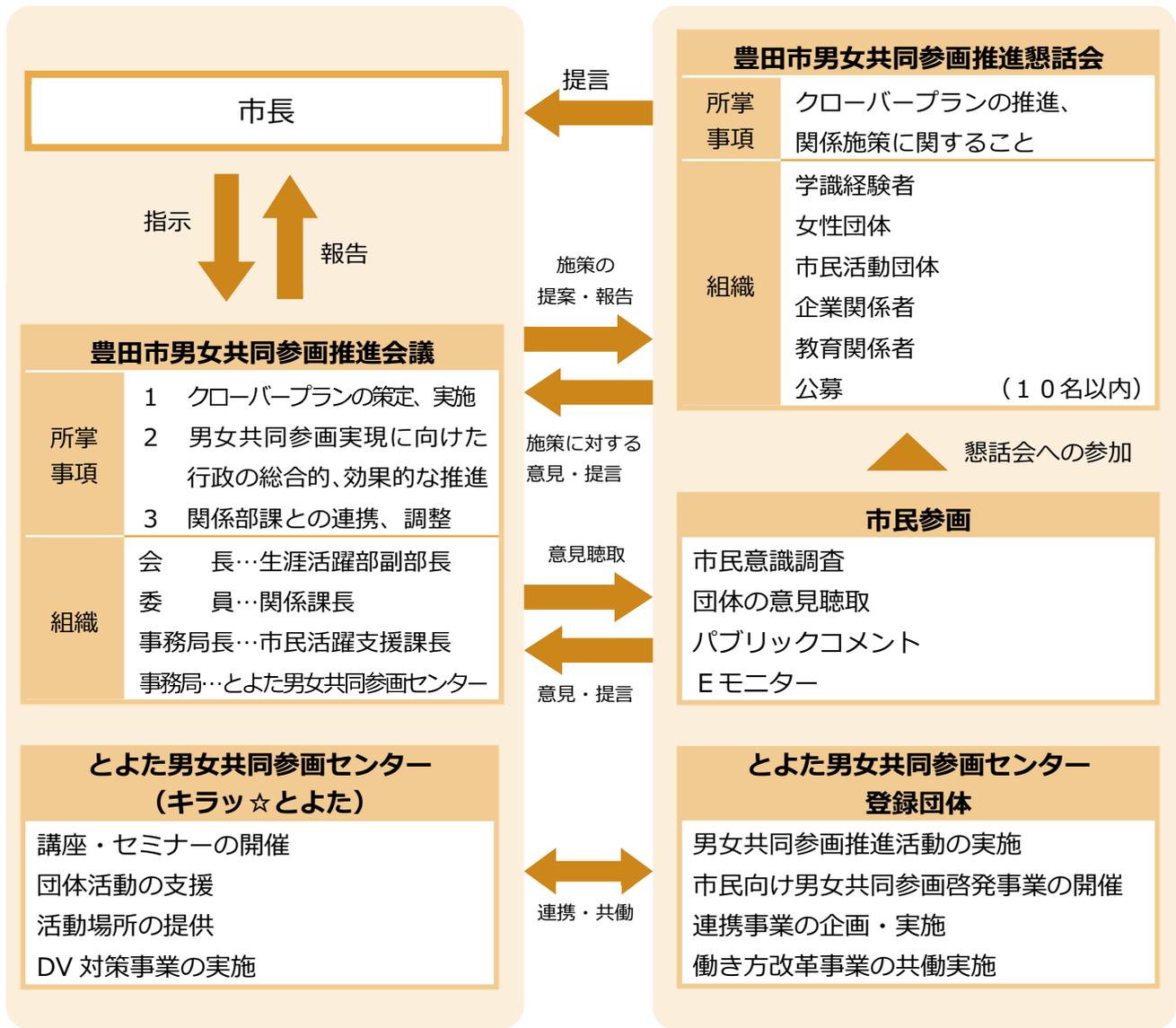
庁内の横断的な調整機能を持つ「豊田市男女共同参画推進会議」の開催等により、男女共同参画を全庁的に推進します。さらにその実効性を高めるため、事務局である男女共同参画センターと関係各課との連携を強化するとともに、進捗管理に対する共通認識を図り、本プランを総合的に推進します。

### (4) 国・県と連携

男女共同参画推進に関する国・県との方向性の整合を図りながら、本プランの施策・事業を推進します。また、他の近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの積極的な情報発信に努めます。



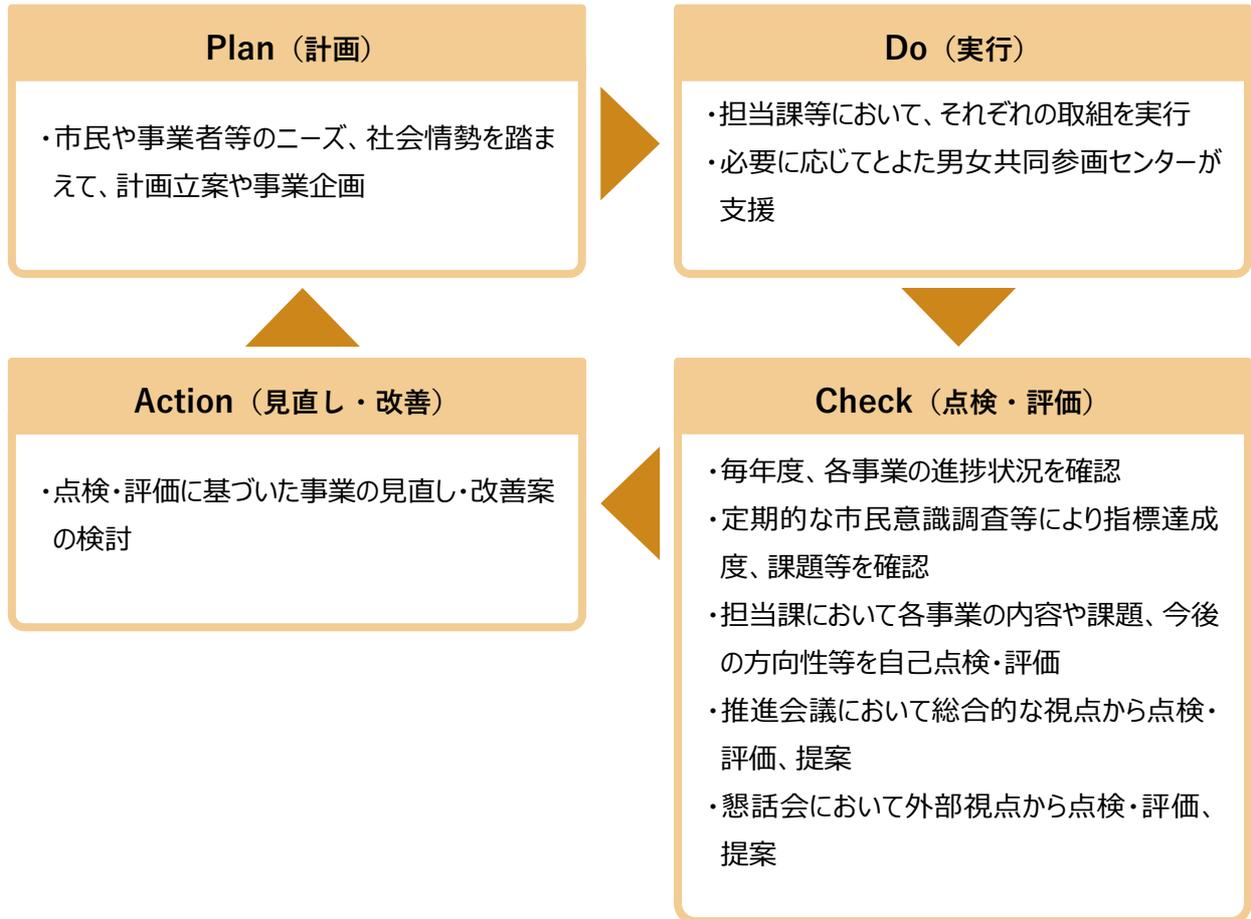
## 計画の推進体制図





## 指標の設定による進捗管理

本プランの事業を効率的かつ効果的に実施していくため、施策ごとの指標をもとに、PDCAサイクルに基づき、評価と改善を継続して実施していきます。





## 資料編

# 第9章 資料編



## 1 策定の経過

年度	実施年月日	実施内容
平成30年度	平成30年6月1日	平成30年度 第1回豊田市男女共同参画推進懇話会
	平成30年10月3日～ 平成30年10月10日	平成30年度 第2回豊田市男女共同参画推進懇話会
	平成30年11月30日～ 平成30年12月18日	日常生活における男女の意識と実態に関する意識調査
	平成30年11月30日～ 平成30年12月21日	豊田市男女共同参画社会に関する意識調査
	平成30年10月30日	平成30年度 第3回豊田市男女共同参画推進懇話会
	平成30年9月～10月	市役所内関係各課ヒアリング
	平成31年2月5日	平成30年度 第4回豊田市男女共同参画推進懇話会
令和元年度	令和元年5月23日	令和元年度 第1回豊田市男女共同参画推進会議
	令和元年5月29日	令和元年度 第1回豊田市男女共同参画推進懇話会
	令和元年6月21日	令和元年度 第2回豊田市男女共同参画推進懇話会
	令和元年8月～9月	市役所内関係各課・関係団体ヒアリング
	令和元年9月18日	令和元年度 第3回豊田市男女共同参画推進懇話会
	令和元年11月13日	令和元年度 第4回豊田市男女共同参画推進懇話会
	令和元年12月19日	令和元年度 第2回豊田市男女共同参画推進会議
	令和2年1月15日～ 令和2年2月14日	クローバープラン（第4次とよた男女共同参画プラン）（素案）に関するパブリックコメント・Eモニター
	令和2年2月12日	令和元年度 第5回豊田市男女共同参画推進懇話会



## 豊田市男女共同参画推進懇話会

### (1) 懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する諸問題の把握と施策の在り方について検討し、今後の男女共同参画社会の実現に資するため、豊田市男女共同参画懇話会を（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「とよた男女共同参画プラン」(クローバープラン)の総合的推進に関する事項。
- (2) 本市における男女共同参画社会実現に向けた関係施策に関する事項。

#### (構成)

第3条 懇話会は、学識経験者及び関係団体等より選出される委員10名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (組織)

第4条 懇話会には、委員の互選により、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理し、副座長は、座長に事故あるとき、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、必要があるときに関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生涯活躍部市民活躍支援課とよた男女共同参画センターにおいて処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 懇話会委員名簿

※◎は座長、○は副座長を示す

分野	団体・機関名	役職名	ふりがな 氏名	備考
学識経験者	名古屋学芸大学	教授	◎いしだ みちこ 石田 路子	
学識経験者	名古屋学芸大学	教授	○よしの まりこ 吉野 まり子	
女性団体	とよた男女共同参画センター 利用登録団体 (豊田市ファミリー・サービス・クラブ会長)	代表	みさき ゆうこ 三崎 祐子	平成30年度
			おはら ようこ 尾原 洋子	令和元年度
まちづくり 関係団体	豊田市区長会	理事	あんどう ちゅうじ 安藤 忠司	平成30年度
			まつい つねお 松井 恒雄	令和元年度
企業関係者	トヨタ自動車(株) 人材開発部 人事室 ダイバーシティ推進グループ	グループ長	みずの しほ 水野 至保	平成30年度
	トヨタ自動車(株) 人材開発部 海外労政室	室長	さいとう まり 斎藤 万里	令和元年度
企業関係者	連合愛知豊田地域協議会	副代表	いとう けんいち 伊藤 健一	
教育関係者	豊田市小中校長会	校長	あちわ さゆり 阿知波 早百合	平成30年度
			わかつき めぐみ 若月 めぐみ	令和元年度
教育関係者	豊田市教職員組合女性部	部長	すずき めぐみ 鈴木 めぐみ	平成30年度
			だいたい ちほ 大代 知穂	令和元年度
公募委員			ふるさわ みつひで 古澤 三秀	
公募委員			のむら あやこ 野村 文子	

(順不同、敬称略)



### (1) 推進会議設置要綱

#### (設置目的)

第1条 本市における男女共同参画の推進にあたり、とよた男女共同参画プランの策定に関し必要な調査及び検討を行い、並びに施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部課相互の総合調整を行うことを目的に豊田市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) とよた男女共同参画プランの策定、推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に向けた行政の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画関係施策の関係部課との連携及び調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画関係施策に関すること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、会長、委員をもって組織する。

- (1) 会長は、会務を総理し、生涯活躍部副部長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる者による。

#### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要がある時に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (作業部会)

第5条 推進会議に、作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会員は、会長の指定した委員の指名した所属の担当者により組織する。
- 3 作業部会は、会長の指定した男女共同参画関係施策の調査及び研究を行う。
- 4 作業部会は、調査又は研究内容により、該当する担当者により開催する。

#### (事務局)

第6条 推進会議の事務局長は市民活躍支援課長をもって充て、事務局は、とよた男女共同参画センターに置く。

#### (雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## (2) 推進会議委員名簿

所属	備考
生涯活躍部副部長	会長
市政発信課長	委員
企画課長	委員
人事課長	委員
行政改革推進課長	委員
地域支援課長	委員
防災対策課長	委員
次世代育成課長	委員
子ども家庭課長	委員
保育課長	委員
市民相談課長	委員
高齢福祉課長	委員
保健部総務課長	委員
地域保健課長	委員
産業労働課長	委員
学校教育課長	委員
市民活躍支援課長	事務局長
とよた男女共同参画センター	事務局



## 用語の説明

### か行

#### 介護離職

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。親や配偶者を在宅介護するため、退職や転職を迫られる中高年が増える傾向にあります。

#### キャリアプラン

自身の職業生活における目標や働き方等を定め、その実現のために計画を立てることをいいます。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

#### 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることができることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### さ行

#### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い悪いという価値を含むものではありません。

#### ジェンダーギャップ指数

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（①経済分野、②教育分野、③保健分野、④政治分野）から構成され、男女格差を測る指数です。

#### ジェンダーマンガ

一般市民や企業に対する男女共同参画社会づくりに対する意識啓発事業としてとよた男女共同参画センター（キラ☆とよた）が作成・出演していたラジオ番組のシナリオをマンガ化した冊子です。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals の略で、平成27年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に記載されている平成28年から令和12年までの国際目標を指します。持続可能な世界を実現するための環境、エネルギー、教育、ジェンダー等の合計17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

## 女性しごとテラス カプチーノ

女性の「はたらく」をワンストップで支援するために、豊田市が運営している総合窓口です。担当のキャリアコンサルタントが常駐し、様々なステージにおける女性のライフプランやキャリアプランについてサポートしています。また、求人マッチングコーディネーターによる一人ひとりに合わせたオーダーメイド式の求人も紹介しています。

## 人生 100 年時代

健康寿命が延び、個人が平均的に 100 歳前後まで生存することが可能になった時代のことをいいます。政府は、人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うために、平成 29 年に「人生 100 年時代構想会議」を設置し、構想を発表しています。

## スキルシェア

個人の保有するスキルを資産としてとらえ、特定のスキルを必要とする雇い手と、そのスキルを保有する働き手とをつなぐことをいいます。

## 性的少数者（LGBT 等）

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人のことを指し、セクシュアルマイノリティともいいます。LGBTはレズビアン（女性同性愛者）・ゲイ（男性同性愛者）・バイセクシュアル（両性愛者）・トランスジェンダー（こころとからだの性が一致しない人）の頭文字をとった言葉です。

## た行

### 第 24 回男女共同参画全 国都市会議 in とよた

男女共同参画に関する問題の総合的な研究討議と、都市間交流を行う会議。令和元年 6 月に豊田市で開催しました。

### ダイバーシティ

ダイバーシティとは「多様性」を意味する英語。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

### 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条に規定されている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

### 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を指します。

### 中高年齢期

中高年齢者（40 代から 60 代程度の者）及び高齢者（65 歳以上の者）の年齢期のことを指します。本プランではこの年齢期間及び年齢の者を指します。

### とよた男女共同参画セ ンター（キラツ☆とよ た）

豊田市が設営・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設で、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、団体支援等様々な活動を行っています。

## は行

### パラレルキャリア

並行して複数のキャリアを持つことを指します。具体的には、本業で

培った専門的な知識やスキルを生かした社会活動やボランティアをはじめ、趣味を生かした起業等があります。

## ま行

### マイノリティ

「少ないこと」及び「少数派」という意味の言葉です。とりわけ社会的に少数派と位置付けられる人々（マイノリティグループ）を指す意味で用いられます。

### メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通してコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

## ら行

### ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階。就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイア等のライフイベントの経過の段階を指します。

### リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育のことであり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

## わ行

### ワークショップ

もともとは仕事場、作業所、工房といった意味を持つ用語で、まちづくり等の分野では、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のことをいいます。

### ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活等において、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。そのような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担等の工夫が必要とされています。

## アルファベット

### DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナー、恋人等親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴る等の暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧等も含まれます。また、子どもに暴力を見せることも含まれます。親密な関係の男女間のことであっても、刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が行われた場合は犯罪となります。

### M字曲線

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入す

るという特徴があるためです。M字カーブともいいます。

**SNS (エス・エヌ・エス)**

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことをいいます。

**PDCAサイクル**

計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法をいいます。

**クローバープラン**  
**(第4次とよた男女共同参画プラン)**  
**令和2年3月**

発行 豊田市 生涯活躍部 市民活躍支援課  
とよた男女共同参画センター  
〒471-0034  
豊田市小坂本町 1-25  
豊田産業文化センター2階

TEL:0565(31)7780

FAX:0565(31)3270